

2018年社会構築論系
地域・都市論ゼミ2 ゼミ論文

ハンセン病の「負の記憶」を残す
——療養所の今後と継承・教育を考える——

主査 浦野正樹教授

早稲田大学 文化構想学部
社会構築論系4年
浦野ゼミナール所属

1T150811-3

平本 絢子

目次

序章	4
序-1 研究動機.....	4
序-2 研究方法・調査地.....	4
序-3 論文で明らかにしたいこと.....	5
第1章 ハンセン病療養所と地域の結びつき.....	6
1-1 国立療養所の現況.....	6
1-2 ハンセン病を社会から切り離した政策.....	6
1-3 ハンセン病患者と療養所はどう見られてきたか.....	8
1-3-1 沖縄本島におけるハンセン病患者への視線.....	8
1-3-2 近代から続くハンセン病患者への視線の構築.....	9
1-3-3 ハンセン病元患者と一般社会の隔たり.....	10
第2章 ハンセン病患者による闘いの歴史.....	13
2-1 人権奪還を目指す患者たちの闘い.....	13
2-2 地域社会とハンセン病患者の運動.....	15
第3章 実例をもとに療養所の今後を考える.....	17
3-1 療養所の今後を見据える.....	17
3-2 可能性がある今後の選択肢と懸念.....	17
3-3 療養所の今後を決めることの難しさを考える——多摩全生園の例.....	19
3-4 療養所保存の賛否について当事者間にある壁.....	20
第4章 負の遺産を残すということ、その存在意義.....	22
4-1 「負の遺産」としての道を検討する.....	22
4-2 戦争遺跡の保存までの道のり——原爆ドームの例.....	22
4-3 震災遺構の意義と保存をめぐる賛否.....	23
4-3-1 震災遺構の保存において分かれる行政の判断.....	23
4-3-2 震災遺構の功罪と被災者の葛藤.....	25
4-3-3 震災遺構の在り方とは.....	27
第5章 負の記憶を若い世代へ——継承・教育が持つ意味.....	28
5-1 「人権教育」から教育が持つ意味を考える.....	28
5-2 部落差別の現状と教育の必要性.....	29
5-2-1 今なお根強く残る部落差別.....	29
5-2-2 「同和教育」の意義と歴史.....	30
5-2-3 正しい理解を促す教育であるために.....	32

第6章 ハンセン病の記憶を残すということ.....	34
6-1 ハンセン病の「負の記憶」継承の現状.....	34
6-1-1 元患者が担い手になることの限界.....	34
6-1-2 一般社会におけるハンセン病への関心度.....	34
6-1-3 人権学習の場としての療養所間格差.....	35
6-1-4 これまでの枠を超えた教育活動の可能性.....	36
6-2 ハンセン病問題の記憶継承をどう捉え、伝えるべきか.....	36
第7章 総括.....	39
参考文献/参考 URL.....	42

序章

序-1 研究動機

私がハンセン病と出会ったのは、大学2年生の秋に副専攻であるジャーナリズムの授業の一環で、国立療養所沖縄愛楽園を訪れた時のことだ。現地で当時70代後半の回復者から話を聞き、沖縄ならではの地域性や回復者が生きた時代が、ハンセン病患者の人権を奪う政策などに基づいた長年にわたる凄惨な差別に影響していると知った。その後、鎌倉時代に西大寺の忍性によって奈良に設立された北山十八間戸を訪れた。この施設は、ハンセン病などを患った重症者を「保護・救済」した福祉施設であり、ハンセン病患者を対象とした施設としては日本最古とされている。北山十八間戸の施設の用途としてはハンセン病患者の「保護・救済」と言われているものの、実際は隔離するための施設として機能し、被差別部落の人々が病人の世話をしていたとの説があるようだ。したがって、政策による強い働きかけはもちろん、その地域で様々な意図や事情があることでハンセン病患者や療養所、さらには周辺地域の住民に影響を与えていたことが考えられる。こうした経験や学びから、地域とハンセン病の結びつきについて興味を持った。

もうひとつ、私がこのテーマに取り組む理由がある。それは、ハンセン病患者の高齢化が進んでいることだ。2018年1月29日付の毎日新聞朝刊社会面26頁には「ハンセン病療養所：自治会、運営難 入所者高齢化、人権擁護に影響」というタイトルの記事が掲載されている。回復者や入所者の高齢化・減少が進み、ハンセン病の社会的な記憶が薄れていく中で、当事者の生きる社会や療養所とともにハンセン病の今後を考える時間は限られてきている。特に多くの若い世代にとって、ハンセン病そのものを知る機会が無くなってしまったことも問題である。一方で、負の記憶を継承し差別を考えるというテーマにおいて、ハンセン病というのは普遍的な課題だとも言える。今を生きる世代やこれからの世代がどのようにハンセン病に対する差別・偏見と向き合うべきなのか。過去の話として終わらせるのではなく、現在ある課題を考慮しながら未来にどうハンセン病の記憶を継承していくことが望ましいのか、という課題について考えていきたいと思うに至った。

序-2 研究方法・調査地

「ハンセン病の負の記憶を残す」というテーマを論じるにあたって、現在に至るまでのハンセン病と患者らの歴史をベースとしつつ、遺産と記憶の二点から普遍的な両者の意味とハンセン病におけるそれらの意義を掘り下げ、最終的に「負の記憶の継承」としてどのような可能性が考えられるかを結論として記す。

資料としては、全体を通して主に文献・新聞記事などを参照する。ハンセン病に関する文献は多くあるが、凄惨な差別の実態を伝える個人の体験について語られたものがその中心となっているように見受けられる。そのため、論文執筆に際して、資料の中でも療養所

の保存や記憶の継承をどう行っていくかについて参考になる意見が述べられている箇所を重視する。療養所や教育活動の現在を考えるには、現状について記されている新聞記事を重要な資料として主に参照する。

療養所の実態を知るためには、東京都東村山市にある国立療養所多摩全生園や隣接する国立ハンセン病資料館で得られる資料やそこでの聞き取り内容についても、重要な参考材料として使用する。多摩全生園を選んだ背景としては、調査をするうえで都内に立地しているためにアクセスが良いことが理由のひとつである。ちなみに、ハンセン病患者への差別を描いた2015年公開の映画『あん』の舞台として全生園が使われていた。『あん』は原作である小説も併せて、日本におけるハンセン病を題材とした作品として新しいものであり、かつ現在に起こりうる差別を描いている点で重要だと考えられる。全生園は国立ハンセン病資料館が隣接されていることもあり、回復者による体験講話が頻繁に行われているなど、外部に対して広報活動が熱心にされていることも、調査のために選んだ理由として大きい。

序-3 論文で明らかにしたいこと

論文を通じ、「ハンセン病の負の記憶を残す」ということについて、ハンセン病療養所の現在から掘り下げ、ハンセン病やその患者らがたどってきた歴史、ハンセン病と地域の関係性から、負の遺産を残し記憶を若い世代へつなぐことの意義や実際行ううえでの具体的な内容まで考える。偏見・差別のある社会における療養所の今後とハンセン病の記憶の継承に焦点を当てた内容にするために、テーマについて考察するうえで必要な参考資料をハンセン病について語ったものに限定せず抽出し、その中からさらに必要な項目を絞り込んで検討していきたい。

第1章 ハンセン病療養所と地域の結びつき

1-1 国立療養所の現況

東京都健康安全研究センターのホームページの中から、ハンセン病対策事業について記された項目を見ると、現在、全国に国立療養所13か所と私立の療養所が1か所あり、2018年5月1日時点で1338人が療養所に入所していると分かる¹。1907年にハンセン病患者の療養所への隔離を規定した法律「癩予防ニ関スル件」に始まり、1931年に制定され全患者を隔離の対象とした「らい予防法（旧法）」と、戦後の1953年に制定され旧法の隔離政策を踏襲した「らい予防法（新法）」は、全ての患者を施設に終生隔離させることを目指す政策として1996年まで続いた。法律が廃止され、ハンセン病への有効な治療薬が必要な人の手に届くように十分普及している現在では、ハンセン病を発症したとしても、「らい予防法」廃止以降保険適用になっている通院治療が可能になり、入所するよう行政から促されることも無くなっている。そもそも、近年の日本での新規の発症者はほとんどが70代の高齢者であり、日本人の生活環境が平均的に良好であることや多くの人に免疫があることなどから、再発者を合わせても10人前後と言われ、未治療の患者もほぼ皆無である。ハンセン病への適切で充実した治療が普及しているとはいえ、現在の入所している元患者は差別や偏見にさらされ続けたことや高齢化したことなどが原因で、多くにとって社会復帰することは困難である。隔離のための場所から生活環境へと変わった療養所の今後については、いくつもの課題が残る。

前述したように、各療養所では高齢化が著しく進んでいる。厚生労働省が発表した2015年5月現在でのデータによると、日本国内にある国立療養所で暮らす入所者の平均年齢は83.9歳である²。2016年4月2日付けの日本経済新聞には「ハンセン病療養所、入所者の26%が認知症」という記事が掲載されている。全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）の調査によると、入所者は約4人に1人の割合で認知症であり、ほぼ同じ割合で「食事の介助が必要」と回答し、寝たきりの入所者も一割近くいる。国立療養所多摩全生園で活動するボランティアの方に話を聞いた際にも、毎日のように入所者が亡くなったことを知らせるアナウンスが療養所内に流れるのが日常となっている、という話があった。元患者は亡くなった後も故郷に帰ることはなく、所内にある納骨堂へ葬られることが多いという。

1-2 ハンセン病を社会から切り離した政策

療養所の今後を考えるには、後の項目で詳しく述べる「将来構想」を含め、周辺地域と

¹ 東京都健康安全研究センター ハンセン病対策事業について

<http://www.tokyo-eiken.go.jp/kenkoukikikanri/hansen/>12月7日最終閲覧

² 厚生労働省 国立ハンセン病療養所

https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html12月7日最終閲覧

の関係性を考慮する必要があると考える。しかし、ハンセン病と地域を結び付けているのは、療養所の存在だけでない。長い歴史の中で政策によって形作られてきた関係性がある。そのひとつとして挙げられるのが、「らい予防法」による強制隔離政策に付随して行われてきた「無らい県運動」である。藤野豊氏の『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』によると、「無らい県運動」とは1920年代末以降、隔離政策の推進を目指して官民あげて叫ばれていたスローガンであり、新たな「らい予防法」から1936年に内務省によって決定されたハンセン病の「二十年根絶計画」の実践のために行われた。1947年に有効な治療薬であるプロミン治療が開始された戦後でも、厚生省によって継続させることが宣言されていた。東京市養育院の医官だった光田健輔らが扇動し、各都道府県を競争させるようにして自宅療養している患者を探し出し、隔離施設に送り込んでいた。「癩予防協会」やキリスト者による「日本 MTL（救らい協会）」、大谷派光明会などを含むいわゆる「民間の救癩団体」や社会事業団体、宗教団体と協力して、宣伝・啓発・患者収容を進めることを求められていた。例えば、熊本にある国立療養所菊池恵楓園の当時の長官だった宮崎松記は、1947年に「癩の調査収容に関する意見」の中で、「癩患者の存在を知ったものは無記名を以て其所在を保健所又は县市町村の衛生当局に申告投書せしめる」と記している。これは、戦前と同じく、隣人への患者密告を奨励するような内容である³。実際、密告された患者が暮らす家で家屋を真っ白になるほど消毒していた様子については、語り部として活動する回復者の多くが話しているのを耳にした。自治体職員や警察官の調査のみならず地域住民の密告などでも患者をあぶりだし、療養所外の患者数の減少を各県が競い合う「無らい県運動」は、収容対象を在宅患者にまで広げた「らい予防法（旧法）」の制定と、満州事変勃発といった日本の戦時体制への移行時期における「優生思想」の広がりという時代的背景を推進力として進められ、患者を療養所外の社会から物理的・精神的に排除する動きだったと言える。2001年5月11日には、熊本地方裁判所で開かれたハンセン病国家賠償請求裁判において、「ハンセン病は遅くとも昭和三十五年以降には隔離が必要な疾患ではなかった」として、隔離を続けた国と規定を改廃しなかった国会の不作為を断罪している。この判決を受けて謝罪した自治体もあるが、社会に残されたハンセン病に対する溝は当然深いままだ。判決が下された二年後の2003年には、国立療養所菊池恵楓園の元患者が熊本県内の温泉ホテルで宿泊を拒否される事件が起きている。さらにホテル側は謝罪を拒否し、宿泊を予約した熊本県の説明不足に責任転嫁するような姿勢までとっていたというのだ。こうした事件を見ると、今までの政策が与えたハンセン病への差別意識は、一般社会で暮らす人々が自覚し得ないほど社会に馴染み、根付いてしまっているのではないかという懸念がある。ハンセン病患者にとっては、その一つひとつが社会と接触を持つうえでの障害として立ちはだかるのではないだろうか。

³ 藤野豊（2006）『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店 P90~102 参照

1-3 ハンセン病患者と療養所はどう見られてきたか

1-3-1 沖縄本島におけるハンセン病患者への視線

政策そのものが与えた影響を語るだけでは十分ではなく、政策の前後に存在している地域、ひいては社会から注がれるハンセン病患者への視線についても触れなければいけない。

ハンセン病患者・元患者に対する差別意識が長年にわたって構築されてきたことは、沖縄本島におけるハンセン病の歴史からも読み取れる。沖縄では、14世紀に大陸や南方との交易が盛んになって以来、ハンセン病患者が増え、現地では「クンチャー」と呼ばれていた。発病すると「家籠（ヤグマイ）」という家内の裏座に監禁状態になるか隔離され、家族から見放された患者は放浪状態で物乞いをすることで生き延びた。患者から恨まれることで発病するという「恨みらい（うらみクンチ）」を恐れて食糧を与える人もいたという。当時は本土同様、ハンセン病に対する無知が蔓延していたことにより、ハンセン病患者らがこのような扱いを受けることは一般的だったとの記録が残されている。本土と明確に状況が異なるようになったのは、第二次世界大戦以降である。沖縄戦とそれに伴う米軍占領下の劣悪な条件・環境下で感染・発症したハンセン病患者は、「戦争らい」と呼ばれていた。日本軍が地上部隊10万人を沖縄に派兵する際に問題となったのが、兵士のハンセン病の感染だった。そこで行われたのが、患者の大規模強制収容だったのだ。この大規模強制収容により、当時の沖縄愛楽園の入所者は定員450人の倍以上に膨れ上がった⁴。戦時中であっても、愛楽園では病気を患っているにもかかわらず患者が過酷な環境で生活し、「患者作業」と呼ばれるような壕を掘るなどの厳しい肉体労働や、重症の患者の世話を他のそれより軽症である患者に課すなどのことが行われ、それにより多くが沖縄戦で命を落とすことになる。愛楽園に併設される資料館では、愛楽園の敷地内に建つ小屋の写真があった。愛楽園で話を聞いた回復者によると、その小屋の屋根には「兵舎」と記してあり、兵舎だと見せかけて爆弾を投下させることで、その分日本軍に爆弾が投下されないようにするという意図があったとのことだった。患者を犠牲にする代わりに兵士の命を守るという名目のもとに行った行為が、結果的に皮肉にも患者自身によって自ら社会からの排除を促進する働きかけに繋がっているようにも見える。これが、戦時中の沖縄社会がハンセン病患者に対して排他的で暴力性をもつ構造として機能していることを示していると言える。同じく愛楽園で聞いた回復者によると、沖縄におけるコミュニティの結束の強さが、ハンセン病患者に対してより排他的な環境を生み出したとのことだった。沖縄は「ゆいまーる」という名で知られるような古来から共同体の仕組みを持っていて、農作業を中心に様々な場面で相互扶助を行うため地域社会の結びつきが強かったという。一方で共同体にマイナスになるものを排除するという負の側面をもち、そのことを象徴しているともいえる出来事が「嵐山事件」である。県による強引な療養所建設に、近隣の住民が一致団結してハンセン病患者の排斥に立ち上がった。「らい予防法」が人々を差別に駆り立て、差別側として

⁴ ハンセン病フォーラム（2016）『ハンセン病 日本と世界』工作舎
2章 語りのかたち「うた」の生まれた島 P130~134 参照

加害者にさせたことを考慮しても、構築された構造の暴力性を社会が助長するような仕組みになっていたことが分かる。

1-3-2 近代から続くハンセン病患者への視線の構築

ハンセン病患者への差別意識が構築される要因として、前述で例として挙げた沖縄のように特定の地域性が加担することはあっても、決定的なものには成り得ないと考えられる。それは、地域によって差異があるにしても、差別意識の構築が行われる原因となった環境や政策には一定の普遍性があると言えるからだ。近世の日本において「らい病」は遺伝のものだと思われ、患者がいるとその家族は「癩筋」、ハンセン病患者が多い集落は「癩集落」として、家族・親戚は婚姻忌避の対象とされた。患者は家屋の一室に身を隠し民間療法を受けるか、家を離れて家族と縁を切り放浪するかを選択を余儀なくされたという。神社・仏閣の門前で参拝者に物乞いする様子は、近代以前から見られた後継だとも言われている。前述の藤野豊氏の『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』によると、衛生環境や生活状態が発症に関わるハンセン病は、未発展の国に多い病気として「国辱」扱いされており、外国人の目からハンセン病患者を隠すことを目的とし、自宅で療養する患者ではなく、まず放浪していた患者を隔離の対象とした。「国辱」であることを隔離の理由としていることについて、ハンセン病が本来隔離の必要がある感染症である場合は、当時三万人以上いたと言われる総患者数に対して1100人という全収容人数を考えても、対策として無意味であるからだ、と述べている。それまで遺伝病として対策がとられてこなかったハンセン病に対して、1897年のベルリンでの第一回国際らい会議でのハンセン病が感染症であると確認されたことや欧米人の日本国内での居住・旅行が自由化された「内地雑居」などが根拠となって、ハンセン病警視庁警察医出身の山根正次や東京市養育院の医官だった光田健輔らの働きかけにより、隔離収容所としての5つのハンセン病療養所が設置されるに至った。1920年代には、優生思想に基づく「民族浄化」という言葉がハンセン病対策に登場するようになったとされている⁵。前の項目で記した「患者密告」のような行政や医療とは直接的に関係のない一般の人たちによる「隔離」は、「らい予防法」などの政策や優生思想に基づく「民族浄化」などといった時代の風潮以前の、ハンセン病患者を「癩筋」という遺伝病として忌避してきた社会の流れと相まって、より一層強い差別意識を社会に築き上げたと考えられる。ハンセン病患者に対する差別意識は、沖縄戦を例として挙げたように、戦争の時代の前後から医学的な必要とは異なる理由で正当化され、強化される環境が作り上げられきたと言える。それは、政策として行われた隔離がハンセン病を無くすうえで無意味であったことや、有効な治療薬であるプロミンの治療が開始された後も「無らい県運動」が継続されてきたように、ハンセン病やその患者に対する治療の必要性とは異なるところで、中央・周辺にかかわらず、社会からハンセン病を切り離そ

⁵ 藤野豊（2006）『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店 P1~11 参照

うという動きが強まったのだろう。

1-3-3 ハンセン病元患者と一般社会の隔たり

これまで行われてきたハンセン病患者への差別的な政策が根底となり、社会に植え付けられた根深い差別意識が、現在に至るまでの患者・元患者らへの視線を成してきた。例えば、国立療養所多摩全生園で撮影された映画『あん』では、入所者である女性が近くのどら焼き屋で働いていたが、彼女がハンセン病患者であることが知られると、それまでは近所の人たちを中心に賑わいを見せていた店から客足が遠のく様子が描かれている。事実として、毎日新聞が2016年2月に全国の療養所の入所者及び退所者を対象に実施したアンケートでは、総数約700人のうち77%が「差別や偏見がいまだにある」と回答し、過半数の元患者の回答からは「らい予防法」が廃止されて二十年以上経った今でも周囲の状況が変わらないことが分かったという。前述の日本経済新聞の2016年4月2日付けの記事によると、社会復帰を目的として国から支給される「退所者給与金」の受給者数が伸び悩む理由として、「根深い差別や偏見への恐怖感から入所し続ける」「親族が同居に難色を示す」ことを、関係者が挙げている⁶。入所者の中には親族から縁を切られている人も多く、沖縄愛楽園で回復者から話を聞いた時には、退所して社会に出たにもかかわらず故郷に帰ることができない元患者の存在についても触れられた。毎日新聞のアンケートによると、入所者の75%、退所者の89%がいまだに差別や偏見を感じると回答しており、現在であってもハンセン病に対する無理解が引き起こす差別は、元患者のみならず家族も含めて直面する可能性があると考えられる。

ハンセン病患者が社会に出ることの難しさとして、ハンセン病患者を排斥しようとした療養所の外の社会に困難があることはもちろん、これまで療養所で過ごしてきた時間の中にも、社会復帰を困難とするいくつかの理由を見出すことができるのではないだろうか。今年、15歳の時に強制不妊手術を受けた宮城県の60代の女性が、仙台地方裁判所で初の国家賠償請求訴訟を起こした。毎日新聞が2018年1月30日に掲載した記事では、宮城県に残されている1963年度から1981年度までに手術を受けた男女の記録の中でも未成年が過半数を占め、最年少は女兒9歳、男児で10歳と低年齢の子どもたちにも手術が強いられていたことが分かっている⁷。「優生手術」と呼ばれた知的障害者や精神障害者への強制不妊手術を認めた旧優生保護法は、1948年から1996年まで施行され、ハンセン病患者もその対

⁶ 「ハンセン病療養所、入所者の26%が認知症」『日本経済新聞』2016年4月2日
https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG30H5C_R00C16A4000000/12月8日最終閲覧

⁷ 「旧優生保護法を問う 強制不妊手術9歳にも 宮城、未成年半数超」『毎日新聞』2018年1月30日
<https://mainichi.jp/articles/20180130/k00/00m/040/126000c>12月8日最終閲覧

象となっていた。沖縄では米軍統治下で旧優生保護法が適用されない時期があったものの、療養所では妊娠すると墮胎されることが続いていた。2006年5月7日の朝日新聞朝刊社会面に掲載された記事によると、2001年の熊本地裁での判決において3000件以上の人口中絶が行われていたと指摘されている⁸。厚生労働省が設置した第三者機関「ハンセン病問題に関する検証会議」は2005年1月に計114体の胎児・新生児の標本が保管されているとの報告書をまとめ、半数の57体については母親の記録が残っていなかったとされている。国立療養所多摩全生園でボランティアとして活動する方から聞いた話で、全生園にも胎児・新生児のホルマリン漬けが35体残されているということを知った。こうした現実がありながら、強制不妊手術の訴訟は今年が初めてであり、声を上げることの難しさを表しているように見える。さらに、朝日新聞が2016年3月28日に配信した記事に掲載されている、全国の国立療養所の入所者からなる自治会にアンケート調査を行った結果によると、現在も本名を伏せて園名で生活している人は全入所者の38%にも上ることが分かっている。園名とは、療養所に入所する際家族に差別が及ぶことがないように、園の職員や他の入所者の指示によって偽名・仮名として本名の代わりに使われているものだ。入所者の中には、亡くなった後も療養所から出ることの無いままになっている人たちも多い。2001年の熊本地裁での強制隔離に対する違憲判決を機に、遺族による遺骨の引取りの数は増えたものの、2016年現在で55%の遺骨が分骨されることも無いまま園内の納骨堂に納められている。家族の間でも隔たりが大きくある状態であることが容易に想像できるデータだと言える。

元患者の中でも強固な隔たりがあるのも事実だ。『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』の第6章「病による排除」で本多康生氏は、鹿児島県鹿屋市にある国立療養所星塚敬愛園の入所者Mさんから聞き取りを行った内容として、1998年に提起されたハンセン病国家賠償訴訟に賛成する入所者は訴訟中でも少数であり、その理由として、裁判が話題になることで、入所者の存在を隠している身内に迷惑が掛からないかということや、裁判に負けた時に自分たちの処遇に影響が出るのではないかについて、さらには療養所での生活を保障され国に世話になっていることなどを懸念していたと述べている。入所者Mさんは、裁判の証言や支援をしてもらうための各地での講演などに尽力していたが、熊本地裁での判決の日には、負けたら療養所にいられなくなると思い、自殺を図ることまで考えたという⁹。元患者がこれまで受けてきた社会からの差別や療養所で過ごしてきた時間によって、元患者自身が療養所の内外とのつながりを恐れる気持ちが、個人・集団にかかわらず、名誉回復を図ろうにしても常に壁として立ちはだかり、個々の恐怖心が他と連動することまで起きるような状況が続いている。

⁸ 「身元捜し、陰しい道 供養未ハンセン病胎児 岡山、新たに11体が判明」『朝日新聞』2006年5月7日朝刊社会面

⁹ 植上一希・伊藤亜希子編（2018）『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』法律文化社 第6章 病による排除 P78~81 参照

沖縄愛楽園で回復者が話していたことでもあるが、療養所内でハンセン病患者から多くのものが奪われた現実に目を向けることが必要であり、それが元患者らが社会からどのような目線で見られてきたのかを示すことにもなると考えられる。

第2章 ハンセン病患者による闘いの歴史

2-1 人権奪還を目指す患者たちの闘い

前章から分かるように、ハンセン病患者は社会から隔離され、人権を奪われてきた。その中でも、患者たちは自らの権利を取り戻すために闘ってきた歴史がある。1977年発行の『全患協運動史』には、新薬プロミンの獲得から、組織・人権、医療の充実、患者看護制度の廃絶、生活と福祉向上、患者作業の改善、そして差別偏見のために行われた運動について記されている。運動としては散発的・一揆的とも言えるようなものだったにしても、戦前から「外島事件」や「長島事件」にあげられるような、ハンセン病を理由に患者が不当な扱いを受けたことに対する患者たちによる闘いはあった。1943年に日本患者同盟が結成され、入所者の生活擁護・プロミンの獲得などがきっかけとなり、1946年には全国的な各園の自治会の連携を深めるために全国ハンセン病氏患者協議会（全患協）が創立され、その影響を受けて60年代以降に急増した患者団体が生命の保護と生活の建設のために起こしたのが患者運動だとされている。戦後の民主主義が推進されているという時代背景も作用していた¹⁰。

らい予防法闘争は、患者運動として代表的なもののひとつだ。絶対隔離政策の維持を掲げていた厚生省だったが、全患協が法改正を目指して運動を行うと、当時の左派社会党議員長谷川保氏が全患協の主張を取り入れた「ハンセン氏病法案」を作成した。しかし、厚生省がこれに対抗して強制隔離と懲戒権を盛り込み「軽快退所」を省いた改正「らい予防法」を立案し、これが成立することになる。1章でも触れた光田健輔らも、入所者による自治会運動を警戒し、こうした患者を法改正によって取り締まるべきだと述べていた。光田健輔をはじめとした所長らの全患協に対する対決姿勢の背景には厚生省の圧力があった。当時の首相吉田茂も答弁書の中で「軽快退所」を認めることを示唆していたが、その一方で法改正の予定はないとも答えている。それまでのらい予防法とは大きく異なる患者への治療と生活保護を目的とした「ハンセン氏病法案」が左派社会党議員長谷川保氏によって用意されるに至ったのも、1953年1月に全患協の癩予防法改正促進委員会が、法の名称を「ハンセン氏病法」にすることや強制収容時効の撤廃、患者家屋の消毒を家族が行うこと、強制労働を廃止し作業療養にすること、退所者への福祉資金や入所者の被扶養者への年金の設置、国立の療養所の開設などを含んだ「癩予防法改正に関する意見書」を発表したことによる¹¹。1953年5月には菊池恵楓園患者作業放棄闘争が開始され、他の各園も作業ストに入った。同年6月には栗生楽泉園がハンストを開始し、これも各園に広がりを見せ、7

¹⁰ 全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社 P3 参照

¹¹ 藤野豊（2006）『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店 P116~167 参照

月には全患協による国会陳情と座り込みが決行され、座り込みは一か月以上にも及んだという¹²。期待していた左右社会党も全患協の抗議活動が園外まで広がりを見せると激しく排撃するようになり、「公共の福祉」という名目のもとに療養所内での活動に制限された全患協は孤立状態で闘い続けていた。結果的にその年の8月に予防法は改悪されることになってしまったが、『全患協運動史』では、それまでより多くの理解と連帯を得られたことに加え、福祉の充実などにあげられるような九項目の付帯決議が要求のほとんどを含んでいることや、今後の運動につながる意義のある闘争だったことを大きな成果としている¹³。そうとはいえ、龍田寮児童通学拒否事件に象徴されるように、この改悪がハンセン病が置かれている状況を悪化させ、差別を助長させるものだったことも確かである。ただ、運動に焦点を当てて言うならば、予防法闘争を経たことで、全患協が日本患者同盟や全医労などから理解と支援を受け、横のつながりを得ながら共闘してきたことは、全患協の運動そのものがこれからにつながる財産を得たことで新たな段階に引き上げられたということになる。

また、当事者による自らの人権を取り戻すための働きかけとして挙げられるのは、差別や偏見をなくすための運動である。ひとつは、病名の呼称を変える運動である。「らい」という言葉には、前章で述べたような、長い年月をかけて構築された強い負のイメージがつきまとうため、アメリカ・ルイジアナ州の例に倣い、「ハンセン氏病」という呼称を普及させることにより、それまでの強い偏見を断ち切ろうと試みた。もうひとつ挙げられるのは、教科書の改訂である。1968年、全患協によって中学校保健体育教科書と教師用指導書にある不適切な表現について、厚生省と文科省への訂正の申し入れを行い、教科書の出版社に改訂の指示がなされた¹⁴。他の団体と連帯した大きな運動だけでなく、地道な働きかけによって後世に少しでも差別意識を植え付けないようにすることも重要な役割を果たしていると言える。

らい予防法をめぐる闘いは、法が改悪された直後から療養所生活の待遇改善を目指す活動に加えて全患協による度重なる法改正の要請が行われ、その不断の努力があつてこそ廃止に至ったと言える。1996年のらい予防法廃止後も患者を主体とした闘いは続けられ、患協・全療協にとって最大の転換点ともいえるのが熊本地裁での「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟である。笹川記念保健協力財団の財団ブログに、2012年当時全療協の会長を務めていた神美知宏氏の言葉が掲載されているが、原告の回復者側の完全勝訴から国が控訴を決定するまでの間に行われた厚生省前での控訴反対活動では、参加者の半数近くが回復者とその家族ではない市民だったと述べている。また、こうした運動に参加する市民がハンセン病への自らの責任を語る背景に、多くのメディアがハンセン病問題と裁判を取り

¹² 知って！ハンセン病国賠訴訟

<http://www.hansenkokubai.gr.jp/index.html> 1月11日最終閲覧

¹³ 全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社 P62 参照

¹⁴ 全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社 P166~168 参照

上げたことがあるとしている¹⁵。神氏が言う「待遇改善を目指す壁の中での運動」から「人間回復と差別の一層のための運動」までの発展というのも、長くにわたって積み重ねてきた運動の大きな成果である。さらに、かつて孤立していた全患協の運動から、他の団体との連帯、そして一般市民との連帯へとつながることで、それぞれの運動が社会に与えるインパクトが強まり、回復者とその家族が真の社会復帰を果たす契機になる可能性を広げることに繋がったとも言えるだろう。

2-2 地域社会とハンセン病患者の運動

地域社会とハンセン病については、荒武賢一朗編『東北からみえる近世・近現代』の第八章「ハンセン病回復者の社会復帰と宮城県本吉郡唐桑町」において松岡弘之氏が述べる、鈴木重雄氏の運動が象徴的だと言える。鈴木氏は大学在学中にハンセン病を発症し、長島愛生園入園後は「田中」を仮の姓として名乗りながら入所者の処遇改善のための自治会運動を支えたと言われている。プロミンの登場や日本社会の民主化を背景に療養所を去る人や園外での働く入所者が出てくる一方、未だ多くの入所者にとって社会復帰への高いハードルがいくつも立ちほだかる状況だった。こうした中で、鈴木氏は1973年にハンセン病の過去を隠さずに唐桑町長選挙に出馬した。惜しくも僅差で敗れてしまったが、生まれ故郷である唐桑に社会復帰し、知的障害者のための社会福祉法人を設立することで地域の生活環境や社会福祉の向上に貢献した。

鈴木氏は、愛生園入所当時、入所者の意思に沿う法改正を目指していたものの、全国的な激しい反対運動にもかかわらず「らい予防法」が制定され、自殺を図るまで追い詰められながらも一命を取り留める。退園の意思を持つようになってからも、藤楓協会（旧らい予防法）の浜野規矩雄の助けを受けつつ、浜野氏の療養所内部からの社会復帰運動の要請に応えた。しかしそうした中にも、社会と入所者双方の歩み寄りにハンセン病問題の新段階を位置付け、社会復帰を入所者全員の課題として考えているところに、藤楓協会の希望だけでなく鈴木氏の強い思いが感じられる。フレンズ国際労働ワーキングキャンプ関西委員会の学生らとともに「交流の家」の完成に尽力した鈴木氏は、藤楓協会の浜野氏の訪問をきっかけに故郷気仙沼市と唐桑町が陸中海岸国立公園への編入の陳情活動を行っていることを知り、編入決定の立役者となったことから、地元での講演会が実現し、ハンセン病であることを公表しての講演の成功は、これまでの運動が実を結んでいることを示していた。宿泊施設の整備や船員保険保養所の拡大など、その後も唐桑町に貢献した鈴木氏は、働きかけを繰り返す中で厚生省への交渉力も持つようになる。さらに旧軍人・軍属や船員らの遺族年金・傷病恩給への対応も行うなど、一般の地域市民からも信頼を寄せられ感謝される存在になった。こうした流れから鈴木氏の唐桑町長選挙の話が持ち上がり、高い評

¹⁵ 笹川記念保健協力財団 財団ブログ「日本のハンセン病とメディア」

https://www.smhf.or.jp/blog_smhf/blog_hansen/5370/ 1月12日最終閲覧

価を得たその手腕と自身の熱い言葉から他の候補者と接戦になり、結果的に敗れるものの、鈴木氏の本来の意味での社会復帰として意義あるものだったとされる。1974年には妻と長島愛生園を去り、唐桑町で暮らすことになる。知的障害者の子どもを持つ親の苦勞を聞いていた鈴木氏の働きかけに始まり、偏見を持った根強い反対派がいる状況でも施設の職員らによる当事者理解を求める活動が進められ、隔離ではなく地域とともに社会復帰を目指す場所としてスタートした。ところが、開園の日に鈴木氏は自ら命を絶つこととなった¹⁶。

大学の交友関係や運動を通じて得た広い人脈と、人柄の良さと聡明さ、そして熱意ある運動を積み重ねてきたことで認められてきた実績が、鈴木氏と故郷唐桑を結び付け、その功績の偉大さを表しているように見える。自身が描くすべての人たちが生きやすい社会の姿は、人権を奪われ不当な扱いを受けてきた療養所での経験から成り立ち、その生き様が多くの人々を惹きつけ、療養所の外との結びつきをつくり、社会復帰を果たすことにつながったと言える。

さらに重要なこととして、鈴木氏が唐桑町の地域活性化に大きく貢献したことが挙げられる。町の主要産業である漁業の発展のために施設の建設などを行い、行業組合や船主・船員、特に遠洋漁業関係者は船員保険保養所や気仙沼港への検疫出張所の設置の実現を果たした鈴木氏に厚い信頼を寄せていた。漁業を中心に町に融合する地域活性化を進めたことは、鈴木氏自身の病を乗り越えた地域との結びつきを生み出したと言える。

鈴木重雄氏の遍歴から分かることとして、園外に対しての当事者による強い働きかけと、療養所外の「一般社会」の人たちからの共感を得られるような発信力のある言葉、そして何より唐桑という地をよく理解した地域活性化を行ったことで、療養所内外や地域社会の多くの人を動かした。一方で、前述にあるような現在の療養所の姿を見てみると、自治会も高齢化が進んでいる現状などから、入所者だけが積極的に働きかけることは必ずしも現実的なものではないということも考えられる。地域社会を動かすことができた良い例として鈴木氏の活動を捉えることはでき、地域を理解した活性化の術や、一部の活動に若い学生が協力していたことなどは現代でも参考になるところが多くあると言えるが、実際に適用するためには地域社会に有効に働きかける仕組みや構成員などについても考える必要があるだろう。

¹⁶ 荒武賢一朗編（2016）『東北からみえる近世・近現代—さまざまな視点から豊かな歴史像へ—』岩田書院 第8章 ハンセン病回復者の社会復帰と宮城県本吉郡唐桑町 P263~295

第3章 実例をもとに療養所の今後を考える

3-1 療養所の今後を見据える

現在の全国にある多くの療養所は、入所者にとっての生活の場としての機能が強い。『全患協運動史』の「終章 あすへのたたかい」の中で療養所の今後について触れている箇所では、長期療養者である入所者にとって、療養所は「彼らの永い、重い全生涯がそこに営まれた「故郷」であり「城」なのである」と記され、その入所者の感情を無視し施設運営の機能性だけを考えた「いかなる再編・統廃合案にも全患協に反対する」としている¹⁷。現在入所している人たちのためだけではなく、社会復帰した元患者にとっても戻る場所として必要な場所だということを、多摩全生園で講演を行っている回復者が述べていた。療養所に人がいなくなったら、ハンセン病の元患者を守る政策までなくなってしまうのではないかと懸念を示すような場面もあった。これは、予防法闘争後の社会復帰運動が盛り上がりを見せてから提起されるようになった、退所者福祉の問題とも関連している。

一方で、療養所保存に向けての動きも強まっている。2018年11月20日に掲載された毎日新聞の記事によると、全国にある13の国立療養所の中で初めて、岡山県瀬戸市の長島に位置する日本初の国立療養所である長島愛生園と合わせて邑久光明園の二つの園内にある建物計10件が、国の登録有形文化財になることが分かっている¹⁸。登録有形文化財とは開発の進展や生活様式の変化によって消滅の恐れがある築50年を超える建造物を保護するための制度であり、国から修理費の補助を受けられるなどといった利点がある他、修復などの規制が厳しい指定文化財とは違い、内部の改装や使用が自由である。私立の療養所では、静岡県や熊本県で登録有形文化財となった計三か所の施設があると文化庁が発表している。登録有形文化財に指定される建物がある長島愛生園と邑久光明園に加え、香川県高松市にある大島青松園では、入所者や地元の関係者らによるNPO法人が世界遺産登録を目指して活動を行っている。療養所が隔離の場や生活の場としてだけではない、人権学習の場としての新たな在り方として保存されることに対して、園の入所者自治会や関係者から期待が寄せられている。

3-2 可能性がある今後の選択肢と懸念

国立療養所多摩全生園で活動するボランティアの方に話を聞いていた時に知ったのは、療養所が「国立」の建物である以上、その今後を最終決定するのは国であるということだ。すなわち、生活の場としての療養所があるなどの理由からも現在暮らす入所者の意思はも

¹⁷ 全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社 P188~189 参照

¹⁸ 「ハンセン病療養所が文化財に 世界遺産に期待」『毎日新聞』2018年11月20日
<https://mainichi.jp/articles/20181121/k00/00m/040/040000c>12月7日最終閲覧

もちろん大切だが、行政として建物をどうするかについて考える必要があるということだ。

療養所の今後を考えるうえで、「将来構想」についての話は多くの療養所で出ているものの、実現にたどり着けるかは不透明であるケースも多いようだ。国立ハンセン病資料館で行われた回復者の講演で「将来構想」について質問した際は、「負の遺産として施設を残さなければいけない」としつつも、「地域のニーズと結びついた構想の実現が必要である」という趣旨の話があった。しかし、療養所は不便な場所に立地していることも多く、アクセスがあまり良くない故に日常的に利用する場所として地域の人に来てもらうことが難しいことなども指摘されている。2011年3月に「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」が発表した「長島愛生園将来構想」に載せられているアンケート調査では、入所者の意向として「長島愛生園の施設は将来的に利用が難しい」や「島に二つある療養所のうち奥座敷に位置する長島愛生園は、不利な条件によりいずれ廃れる」といった声などがあり、「邑久光明園と同じものだと光明園に人が流れてしまうため、長島愛生園らしいものが必要だ」などの回答もあった。医療や介護サービスを提供する場としても、長島愛生園の外来診療に訪れる人の中でも入所者が96.4%を占め、地域住民の割合は0.1%にとどまっていることから、外部の利用者が患者の中心を担っているとは言えない状況¹⁹。利便性だけをとっても、隔離場所として中心地から外れたところに設置されることが多い療養所の利用を外部に促すのは困難が生じやすいことが読み取れる。

国内唯一の私立のハンセン病療養所であり、静岡県御殿場市に位置する神山復生病院は、医院として地元のニーズに応える道を選んでいる。毎日新聞が2018年11月14日に地方版に掲載した記事では、国の介護制度の変化に伴い、医療と介護を一体して提供する施設として「介護医療院」が設けられることを受けて、神山復生病院は2019年春に「介護医療院」の併設を決めた。施設は、介護を受けながら長期療養を送る高齢者が地域でその人らしい日常生活を送ることができるようにすることを目指すとしている。国内で初の療養所として1889年に開設された神山復生病院だが、近年の入所者の減少から2002年4月に内科・皮膚科・心療内科・緩和ケア科で外来の患者を受け入れ、医療療養病床40床に合わせてホスピス病床も20床ある病院を開院した。今ではハンセン病の元患者5人が暮らし、さらに地元住民の受診にも応じているという。医療療養病床は廃止するものの、それまでの診療体制を維持しながら、「訪問看護ステーション」や療養患者が利用できる「小規模多機能型居宅介護事業所」との連携を図りながらの医療・介護サービスの提供を視野に入れている。地域に介護する家族がいない行き場のない「医療難民」と呼ばれる高齢者らの受け皿になるような病院を目指す²⁰。

¹⁹ ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山 「長島愛生園将来構想」

http://www.hansen-okayama.jp/topics/pdf/kousou_aiseien.pdf12月7日最終閲覧

²⁰ 「介護医療院：来春併設へ 「最後まで面倒見る」ハンセン病療養所・神山復生病院」
『毎日新聞』2018年11月14日地方版

一方で、地域からの視線を意識することで起きる懸念もある。元患者らが社会からの偏見に対する恐怖心が強いことはもちろんあるが、地域住民側の意識も大きく関係する。前述の「長島愛生園将来構想」の資料では、地域住民の意識調査の結果も掲載されているが、回答者のうち療養所に訪れたことがある人は85%にも上り、外来・入院への抵抗感については63%が「改善したら良い」を含めて「無い」、敷地内に住むことへの抵抗感については50%が同じく「改善の余地」を考慮したうえで「無い」と答えており、この結果だけを見ると療養所に対して壁が無い人が多いようにも見える。しかし、外来・入院への抵抗感については三割以上が「抵抗感は大い」と答え、敷地内に住むことへの抵抗感についても「抵抗感は大い」と答えている人が37%となっており、ハンセン病問題基本法の周知についての項目でも51%が「知らない」と答えていることなどを踏まえても、ハンセン病への理解が深い人とそもそも抵抗感がある人の間に溝があるように感じられた。「療養所の将来活用」についても「医療・介護のための総合病院」などといった実用的な活用方法に対しての得票数が目立ち、ハンセン病の理解を促したい入所者の回答が多いなかで、地域住民へのアンケートでは「ハンセン病の歴史を学ぶ施設」と回答した人が5%にとどまっているのも懸念される場所ではないだろうか。ただ、長島愛生園と邑久光明園の2園では登録有形文化財の指定が決まったことなどもあり、今後世界遺産登録への積極的な動きがある未来も考慮したうえで、療養所におけるハンセン病の歴史を学ぶ施設としての役割が地域住民に認識され求められるようになる可能性はあると言えるだろう。そのためにも、地元での教育活動や普及・啓発の働きかけが十分行われるかどうか、カギになりそうである。

3-3 療養所の今後を決めることの難しさを考える——多摩全生園の例

療養所の「将来構想」の一つの例として、多摩全生園が位置する東村山市が掲げる「将来構想」について述べる。東村山市が全生園の「将来構想」を記すウェブページによると、多摩全生園の入所者は2018年4月1日現在で168人、入所者の9割は75歳以上となり平均年齢は85.5歳である。2009年に施行された「ハンセン病問題基本法」に基づく国・療養所所在自治体・入所者の三者の共通課題として「地域の特性や実情に即した療養所の地域開放の実現」を挙げ、多摩全生園の「将来構想」としては三つの柱を掲げている。1つ目は「医療・看護・介護の確保と生活環境の改善」、2つ目は「「人権の森」構想」、3つ目は「保育所の設置」である。3つ目の「保育所の設置」については、「花さき保育園」の開園によって2012年7月1日に既に達成されている。保育所構想は、「長島愛生園将来構想」でも参考にした例として挙げられていた。2つ目の「「人権の森」構想」は、1948年に組織され戦後の一時解散を経て1971年に再開した緑化委員会による、1983年の「ふるさとの森造り計画」や「一人一木運動」、「県木の森」などといった緑化活動をベースとしながら、ハンセン病の歴史とともにあり続けた豊かな緑とハンセン病資料館、共

同生活を行ってきた寮や神社、納骨堂などの歴史的建造物を総合して、入所者自治会がハンセン病記念公園「人権の森」としての保全・保存を目的として2002年に立ち上げられた構想を示している。2003年には入所者らの尽力の甲斐もあって男性独身寮として使用されていた「山吹舎」と呼ばれる建物が募金によって復元され、2005年から行われている園内の「清掃活動」には100名を超えるボランティアが集まるなど、療養所内外から全生園の保全活動に参加する人たちは多いと見られる²¹。実際に私が多摩全生園で行われていた園内のガイドツアーと回復者の講演会に参加した際には、都内でも比較的全生園に近いエリア、すなわち東村山市に近い他の市からの参加者がほとんどであり、全体の年齢層も50歳以上が占めていたように見えた。ハンセン病に関心があって全生園に足を運ぶ層や園内で行われている活動に参加している層も、おおよそ同じくらいではないかと考えられる。こうした全生園の「将来構想」の進捗具合やボランティアあるいはガイドツアーなどの園内開催のイベント参加者の多さ、東村山市を含む自治体による広報活動の熱心さを見ていると保全活動としては順調であるように感じられる。しかし、園内でガイドツアーを行う女性からは、療養所内にある建造物が保存されるかどうかは分からず、入所者が使わなくなった建物がそのままになっていることもあり、壊される可能性も十分にあるという話だった。

3-4 療養所保存の賛否について当事者間にある壁

前述の毎日新聞が行った入所者に対するアンケートによると、将来的に療養所を保存すべきかについての項目では43%が必要だと答えた一方、28%は不要だと回答している。多摩全生園で東村山市の職員から聞いた話にもあったが、ハンセン病の記憶を残すことについて否定的であったり、「もう放っておいてほしい」と思う元患者も少なくないと言われている。2011年3月に「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」が発表した「長島愛生園将来構想」についての資料では、入所者の意向を聞いたアンケート調査に、退所者や亡くなる人がいることによって空き家が増えている現状がある中で「健常者が同じ番地に住むことが偏見のない証だ」といった回答にあるように療養所外に暮らす人々との積極的な接触を望む声や、ハンセン病の歴史継承及び人権学習の場、あるいは介護・医療サービス提供の場としての地域開放に対して前向きな回答が比較的多く見られる一方で、「現在の建物の隣に健常者が入るのは反対」という回答や「静かな療養所で静かに死なせてほしい」という声も見受けられる。沖縄愛楽園で話を聞いた回復者も、ハンセン病の「は」の音を聞いただけで怯える元患者の存在やハンセン病であることを公表している元患者が息をひそめて暮らす他の元患者から避けられやすいことについて言及し、元患者が社会の目にさらされながら生きていくことの難しさを語っていた。社会の「負の記憶」としてハ

²¹ 東村山市 「人権の森」構想とは

<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/danjo/jinken/jinkennomorikousou/jinkennomori.html>
12月7日最終閲覧

ンセン病の記憶を残すべきだと考えるのか、自らの「負の記憶」として消し去りたいと思うのかについては、長い間苦しみに耐えてきた当事者にしか判断しえないところが大きい。一方で、この事実が、元患者らが当事者の総意として、療養所の今後について提示することが難しいことも同時に示していると捉えられる。

第4章 負の遺産を残すということ、その存在意義

4-1 「負の遺産」としての道を検討する

地域のニーズに合わせた実現性の高い「将来構想」を掲げることが難しいことはもちろん、入所者が残された人生を納得のいくように過ごせる環境整備を行う必要もあり、これらと同時に、療養所を入所者がいなくなった後のことまで考えたうえでどういう道を選ぶのかという課題が残る。高齢化した元患者がいる中で今後を決める時間は限られている状況で、元患者を含んだ広い意味での当事者の意見がまとまっているとは言い難いが、ハンセン病を「負の記憶」として継承するためには、療養所の「遺産・遺構」としての在り方を探る必要がある。実際に療養所の将来構想の中でも、多摩全生園なら3つの柱のひとつとして「人権の森」構想、長島愛生園であれば入所者の意見から「人権の島」構想などが持ち上がっている。過去にも「負の記憶」を残す「負の遺産」として検討されてきた建造物は、負の歴史を刻んできた土地とともに数多く残されている。それでは、なぜ他の「負の遺産」は「残される」ことになったのか、ということが療養所の今後を考えるうえでカギになるのではないだろうか。

4-2 戦争遺跡の保存までの道のり——原爆ドームの例

戦争遺跡保存全国ネットワークが発行しているブックレット『戦争遺跡は語る』によると、戦争遺跡・遺物の教育的・学術的価値として「遺跡や遺物は文字で記された文章などとは違って、生きた人間が作り、用い、戦争を遂行した実物であるから、現実味と具体性を備え、模型とは違った迫力と説得力をもつ」と述べている²²。

1945年8月の原爆投下によって被爆した広島県広島市の原爆ドームなどは、「負の側面」を持つ展示物が観光資源になっている代表的な例として挙げられる。高橋和雄編『東日本大震災の復興に向けて』の中で「災害復興の教訓の活用」として杉本伸一氏が述べるには、これまで観光開発されてこなかった地域に災害発生後に観光客を引き付けるための仕掛けのひとつとして、災害の発生過程と復興過程を見せるための遺構や資料館があることに触れている²³。原爆ドームが平和のシンボルとなったのには、建造物そのものではなく保存の取り組みにカギがあるとも言われている。当時の原爆ドームの保存について議論される中では、米国の撤去の圧力もありながら、広島市民は3割以上が「解体」を選択し、「放置」という選択肢まであったとされている。限られた予算内で生活の復興を行うことが最優先事項とされている状況で、原爆ドームの今後を考える余裕はなかったのだろう。幼児期に

²² 戦争遺跡保存全国ネットワーク（1999）『戦争遺跡は語る』かもがわ出版 P17 参照

²³ 高橋和雄編（2012）『東日本大震災の復興に向けて—火山災害から復興した島原からのメッセージ—』古今書院 P223 参照

被爆したのちに白血病で亡くなった女子生徒による「あの痛々しい産業奨励館（現在の原爆ドーム）だけが、いつまでも、おそるべき原爆のことを後世に訴えかけてくれるだろう」と書き残された日記が周知され、1952年の日米安保条約発効を契機に、地元住民が主体となった署名活動が本格化する運びとなった。結局、20年以上の時を経た1966年に原爆ドームの永久保存が決まることとなった。戦争遺跡保存全国ネットワークが発行しているブックレット『戦争遺跡は語る』によると、執拗な反対論もあるなかでの全国的な保存運動の展開により、1995年に国史跡、1996年に世界遺産に登録されることになったという²⁴。

東日本大震災の震災遺構の保存の是非を考える現地の人たちの中でも、原爆ドームの保存を良い例として参考にすることは多いようである。『東日本大震災と被災・避難の生活記録』にある「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」では、福島県いわき市沿岸部の薄磯地区の薄磯復興協議委員会のメンバーが「未曾有の惨事を後世に語り継ぐ」点で原爆ドームの保存になぞらえ、広島のように時間がかかったとしても住民主導による草の根運動で震災遺構保存の実現を目指すとの意思が記されている²⁵。

戦争遺跡については、懸念が残る点もある。2017年9月、72年前の沖縄戦で「集団自決」により85人が犠牲になった沖縄県読谷村にあるチビチリガマで、本島中部に住む16歳から19歳の少年4人が逮捕されるという事件があり、地上戦を体験した地である地元沖縄の人たちにとっては特にショッキングな出来事として報じられていた²⁶。チビチリガマは平和学習の場として県内外から多くの人を訪れる場所になっているが、県内の若い人によって無残に荒らされた状況から、若年層への平和意識が希薄化している状況を嘆く事態を招いた。この事件によって、遺構が残されていたとしても、そこで起きた歴史についての十分な教育がなされず建造物のシンボル性が伝わっていないような状況では、その重要性についても風化の対象になってしまう可能性があることを表しているように見える。

4-3 震災遺構の意義と保存をめぐる賛否

4-3-1 震災遺構の保存において分かれる行政の判断

震災遺構の保存については、そもそもの被害や問題の形は異なれど、ハンセン病と同じく遺構の在り方に対して現在進行形で課題がのしかかっている問題である。『東日本大震災と被災・避難の生活記録』の「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」の項目で高橋雅也氏は、ここ20年間に経験した大震災として、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災とありながらも、「震災遺構」という言葉を頻繁に使っているのは3・11以降で

²⁴ 戦争遺跡保存全国ネットワーク（1999）『戦争遺跡は語る』かもがわ出版 P25~27 参照

²⁵ 吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版 P129 参照

²⁶ 「チビチリガマ損壊疑い 少年4人を逮捕」『沖縄タイムス』2017年9月16日
<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/143106>12月8日最終閲覧

あることを述べている²⁷。阪神淡路大震災では、人口密集地の都市部であり市街地の被害が大きかったことなどから、大規模な市街地再開発の過程で、震災遺構としての保存の道が閉ざされた例が多いようである。一方で、東日本大震災の震災遺構に関しては、事業主体・管理者・補助金支出や価値合理性に関する意見の違いがある中で、東日本大震災から7年の時を経ても、震災遺構の保存の可否についての個別の論議に決着がつかない見通しはない。

2018年10月18日の朝日新聞の記事では、今年8月に岩手県大槌町の町長を相手取り大槌町旧庁舎の解体工事の差し止めなどを求める住民訴訟が盛岡地裁に提起されたことを取り上げている²⁸。原告である住民団体「おおづちの未来と命を考える会」の代表と旧庁舎付近で津波により亡くなった町職員28人のうちの母親1人は、町が旧庁舎を震災遺構として認めていないことや犠牲者が出たことに対する原因検証が終わっていないことを主張し、現場保存を求めている。町議会は解体の猶予を求め、2015年12月に解体の持ち越しを求める意見書を提出し、町長も震災検証を第一に行うことに同意していた。2017年7月を最後に検証を打ち切ると、2018年3月に旧庁舎の解体のための予算書を提出、議会での可否同数を経て、議長採決で可決となった。アスベスト調査を怠るなどの不手際が続けざまに明らかになる中で、町の対応を隠すための解体なのではないかと懸念する声もある。同じく朝日新聞の10月23日の記事によると、今年10月22日に行われた第2回口頭弁論での町長側の準備書面では、旧庁舎が持つ震災遺構としての価値を認めつつも、町に旧庁舎の所有者として解体する裁量があることを主張している。自治体には該当の建造物がある場合、原因検証はもちろんのこと、震災遺構としての専門的な調査やその後の保存についても検討することが課される²⁹。

2018年11月7日付の朝日新聞朝刊では、宮城県女川町で開催された震災遺構の活用をテーマとしたシンポジウムの様子について記されている。講演を行った一般社団法人「減災・復興支援復興」の木村拓郎理事長は、震災から7年半の時を経て、語り部が津波の高さについて説明しても「本当なのか」と聞き返す見学者がいることに言及し、展示や語り部に加えて遺構があることで災害の恐ろしさを被災地外の人に伝えられるとしている。一方で、「見たくない」という被災者への配慮から取り壊しが決まった遺構の存在にも触れ、地域によって事情が異なることから保存・解体に縛られず住民と行政がともに伝承方法について継続的に考える必要があるとも主張した³⁰。防災・減災や復興に向けて進む被災地にとっ

²⁷ 吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版 P125~126 参照

²⁸ 「大槌町震災検証：15 解体方針、訴訟で変わらず／岩手県」『朝日新聞』2018年10月18日岩手全県・1地方朝刊

²⁹ 「震災遺構の価値は認める 町長側「解体は裁量権」 旧庁舎訴訟／岩手県」『朝日新聞』2018年10月23日岩手全県・1地方朝刊

³⁰ 「津波伝承、震災遺構活用探る 女川でシンポ／宮城県」『朝日新聞』2018年11月7日

て、遺構が地域においてどのような意味を持つかを議論することが重要だと考えられる。女川町では、鉄筋コンクリートの建物が津波によって横倒しにされた「旧女川交番」の保存を決定し、町長は保存によって防災とともに前進する地域と住民の力を見せたいとしている。『東日本大震災と被災・避難の生活記録』の「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」の項目で高橋雅也氏が「宮城県の震災遺構——事例比較の参照点」として挙げているのは、旧女川交番は被災時に警察官の適切な対応などが功を奏したことで直接の犠牲者を出さず、地域住民に反対意見が出ていないことや復興まちづくりにおける観光交流エリアに位置することから、町内で出た犠牲者の鎮魂の場やメモリアル公園の核としての期待もあり、保存が決定したとされている³¹。

4-3-2 震災遺構の功罪と被災者の葛藤

伝承を継続させるための遺構としての機能もありながら、当事者が語らずとも伝わる、あるいは語り得ない生々しさやリアリティを生み出す力が遺構にはあるのではないだろうか。私が2015年に宮城県気仙沼市を訪れた際には、津波が達した6.5メートルのラインが記されている建物を目の前にして、その「6.5メートル」という数字を記号として見るだけでは分からない、自分の身長から見上げる大津波の到達ラインと海水に浸されて錆びれた風貌になってしまった建物が町に異様な雰囲気をもたせて立ちほだかる様子に、津波の恐ろしさを身をもって感じる事ができた。外部の人が現状を知るには非常に有効であることは間違いない。しかし、被災地では遺構に対して複雑な思いを持つ人が多いことも事実である。

東日本大震災のシンボリックな意味合いが強い有名な震災遺構のひとつとして、岩手県陸前高田市にある「奇跡の一本松」がある。白砂青松の景観で多くの観光客が訪れていた「陸中海岸国立公園」（現・三陸復興国立公園）は震災による大津波で壊滅的な被害を受け、その中で奇跡的に残った一本の松を「奇跡の一本松」として復興のシンボルとなっている。しかし海水によって根が腐敗したことで2012年5月には枯死したため、人工的な処理を加えることでモニュメントとして生き残っている。2015年に「奇跡の一本松」を訪れた際に聞いた現地のガイドの話では、この松に対しても「見るたびに震災当時のつらい記憶を呼び起こすため無くしてほしい」という声があるとのことだった。学習やガイドツアーなどで外部の人が被災地を訪れるうえで「奇跡の一本松」は重要な役割を担っている一面もあるが、現地で震災を経験した人にとっては受け入れがたい複雑な気持ちもあるようだ。

高橋和雄編『東日本大震災の復興に向けて』の中で「災害復興の教訓の活用」として杉本伸一氏は、被災遺構の保存には外部からではなく災害で心を痛めている被災者による自

宮城全県・1 地方朝刊

³¹ 吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版 P126~128 参照

発性が大事であり、災害の継承や防災を考えるモニュメントとしての重要性を持たせるには遺族と地域住民の意向と連携だと主張している。さらに、箱モノに頼らない訪問者と地域住民の交流を中心とした観光開発を提言し、そのために地域住民の活発な議論による持続可能な地域振興の実現が求められるとしている³²。遺構は災害の事実だけでなく被災者の思いを伝えるためのある種の「装置」として機能し、すべての基盤となり原動力となるのは被災者やその家族、そして地域住民の力だということだ。

東北学院大学の金菱清ゼミが震災の記録プロジェクトとして『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11生と死のはざままで』という本を出しており、その中で「震災遺構の負の宿命」について記されている。宮城県気仙沼市の「第18共徳丸」は、市街地に打ち上げられた大型漁船として多くの観光客を呼び、市内の商店街もそれによって潤っていた。しかし、気仙沼市が2013年7月に保存の賛否を問うアンケートを実施すると、約7割が「保存の必要はない」を選んだことで8月には解体の方針が固まり、住民の意向によって解体・撤去されることとなった。解体後には第18共徳丸を惜しむ声が絶えなかったという。恩恵を受けていた第18共徳丸の近くにある商店街「復興マルシェ」は売り上げが激減し、観光客もそれまでの10分の1にまで落ち込んだ。東松島市にあるJR仙石線の野蒜駅の旧駅舎の例に挙げられるような、観光拠点として整備され、震災遺構の保存によって観光交流の拠点性を高めようという動きがある一方で、震災遺構については町を再生するうえで重要な役割を担う可能性がありながら、「復興」のシンボルとして観光の材料として利用されていることに対する強い抵抗感が遺族を中心にあり、そのために観光地化することを恐れる意見もあるようだ³³。ハンセン病患者が療養所の今後について出した意見の中に「最後は静かに療養所で暮らしたい」という回答があったのも、これまでの差別に触れてほしくないということだけでなく、理解のない外部の人たちから干渉され消費されることを恐れる一面を感じさせるものだ。被害を受けた側からすれば、実体験として自分の人生に地続きにある恐怖が残されることにもなる。

同じ東日本大震災の被災地でも、異なる選択をした地域がある。宮城県南三陸町にある防災対策庁舎は、震災の大津波によって町の職員を含む43名が犠牲になった場所である。震災遺構としての訪問者が途絶えず「南三陸町と言えば防災対策庁舎」というイメージが形成されるほどであったが、一時町の中で「解体」という結論が出ながらも、村井嘉浩宮城県知事が「防災対策庁舎は原爆ドームに匹敵する価値がある」として南三陸町長が結論を先送りにするなかで防災対策庁舎の「20年間の県有化」という折衷案を打ち出した。一度は解体の話まで出ていた防災対策庁舎に対して、遺族の間でも賛否が分かれていたが、

³² 高橋和雄編（2012）『東日本大震災の復興に向けて一火山災害から復興した島原からのメッセージ』古今書院 P223~225 参照

³³ 東北学院大学 震災の記録プロジェクト 金菱清（ゼミナール）（2016）『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11生と死のはざままで』新曜社 P49~68 参照

この県有化についても状況の変化とともに意見が変わりつつあったという。県有化には「保留」の意味があり、すぐに保存・解体の二択で決めるのではなく、保有する県が維持費を持ちながら議論を重ねることで、20年後に再び防災対策庁舎を残すべきか判断するためのものだ。これにより、震災以前から人口流出に頭を悩ませてきた町が保存の反対理由として挙げてきた防災対策庁舎の維持管理費用が、2011年から2031年の20年間は心配材料から外されることになる。さらに、遺族側の心境の移り変わりを考慮した案でもあるようだ。震災発生から生活再建が最優先事項だった当初は、防災対策庁舎の今後について考える余裕がなかったために解体には肯定的だったものの、復興して街並みが変わっていく中で、外部の人々にとって南三陸町における防災対策庁舎がシンボルとしての役割であることを意識するようになり、意見が変わった遺族もいるという。震災から時が経ち、遺族自身の震災や故人に対する向き合い方が変化したことも影響していると言われている。一方で、県有化に異議を唱える人たちは、県が口出しすることへの疑問視や県有化後の将来世代への財政負担などを理由として挙げている。町で暮らす住民全員が当事者でありながら時間の経過と全体を俯瞰した意見が見られる様子があり、前述の『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11生と死のはざままで』の中にある「震災遺構の負の宿命」ではこの現象を「当事者性の乗り越え」と呼んでいる³⁴。

4-3-3 震災遺構の在り方とは

遺構としての建造物保存にかかわらず、被災地においては、地元での防災教育や、その拠点でありながら地元経済への還元と旅行者への学習機会を与えるような集客性のあるジオパーク的保存、さらにはスタディツアーの開催など、自治体の内部・外部ともに交流の様々な可能性がある。地域によって事情が異なるため一概にどうすべきとは判断しがたいが、どのような選択肢をとるにしても、現在の段階では長いスパンで震災遺構の保存について町全体で向き合うことも見据えつつ、『東日本大震災と被災・避難の生活記録』の「震災遺構の保存と防災教育拠点の形成」の項目で高橋雅也氏が述べるように、震災遺構として保存するには、個別の震災遺構にどのような希少性があり、そこで得られる固有の「教訓」が具体的に誰に訴求するものになりうるのか、などといった論点が挙げられ、管理コストを踏まえたうえで、地元の人たちにとっての「鎮魂の場」でありつながら、外部の人たちに対する「発信力」を持ちうる場としての震災遺構の在り方を提唱することが必要だと考えられる³⁵。

³⁴ 東北学院大学 震災の記録プロジェクト 金菱清（ゼミナール）（2016）『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11生と死のはざままで』新曜社 P49~68 参照

³⁵ 吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版 P123~143 参照

第5章 負の記憶を若い世代へ——継承・教育が持つ意味

5-1 「人権教育」から教育が持つ意味を考える

教育の重要性について説くうえで、現在広い意味でハンセン病の「負の記憶」継承のための教育としての役割を担う「人権教育」が必要とされる社会的な背景を探る。これに加えて、ハンセン病患者の中にもその当事者が含まれていることや日本社会における根強い差別がある歴史を持つ点で共通し、現在ではハンセン病と同じく「人権教育」の枠で語られ、日本における「人権教育」の礎をつくったとも言える「同和教育」についても触れることにする。ちなみに前の「負の遺産」について述べた項目で震災遺構を例として使っているが、『東日本大震災と被災・避難の生活記録』の「災害記憶とその継承のための仕組みに関する考察——東日本大震災の記憶継承に向けて」の項目で金城敬太氏が言うには、「震災教育」において重要視される「記憶の継承」は「災害に関する体験や教訓を次世代に伝えていき、防災に関する知識をつくり、行動を変えていくことで最終的に災害による被害を低減させること」としており³⁶、名誉回復などの意味合いも持っているハンセン病の「記憶の継承」とは、人権意識の点で趣旨がややずれているように思われるため、ここでは「震災教育」を「負の記憶」継承の比較例として除くことにする。

解放出版社が出している『知っていますか？人権教育一問一答』によると、1998年に「アジア・太平洋人権教育国際会議」で提示された「人権教育」の原則は、①人権侵害の現実から深く学ぶ②教育・学習と世界変革の社会活動とを結合する③被抑圧者をはじめすべての人々のエンパワメントと抑圧者の意識化をめざす④学習者の状況から教育内容と方法を構築する⑤対等な関係をめざして参加型学習を重視する⑥人権の概念を総合的で不可欠のものとする⑦人権の普遍化と人権文化形成に向けて人々の創造性と想像力を培う、の計7つであり、その中でも最初の3つは日本で同和教育が培ってきた原則と重なりとされている。同冊子の中でも「人権教育の意義」について記されている箇所を見ると、「いじめ問題に見られるような近年の社会全体において差別をあおる傾向が強まる中で、グローバル化や情報化の時代であることこそが人権や人権教育の重要性を導いており、確かな価値観と行動力を育むために人権教育が必要だ」としている。さらに、人権の今日的段階として「出発点とすべきなのは人権侵害の現実」だとしており、「個々の人権侵害の例からその被害をつぶさに調査研究し、人権侵害の実態やその防止、被害者の救済にはどのような人権教育が必要なのかを明らかにすべき」だと述べている。ただし、個別の差別問題に取り組む反差別教育をそのまま「人権教育」とするのは間違いであり、「同和教育」や「障害児教育」、「在日外国人教育」や「反女性差別教育」などに代表されるような、差別の

³⁶ 吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版 P148~173 参照

現実から出発する個別の教育運動が相互連携を深めることによるすべての人の個性を尊重しあうための「多様性教育」の推進が必要だという。その「多様性教育」が成立するのに必要な柱となるのは、相手を尊重し対等な関係を構築するために最低限守るべき「社会のルール」に重きを置いた「人権教育」であり、「多様性教育」と「人権教育」は相互に関係を保ちながらも、「人権教育」によって部落差別の解消が進むとは言い切れず、広い意味での「人権教育」の推進が部落問題の学習が創造につながる必要性があることにも言及している³⁷。

互いの立場を相対化しながらそこにある差別や権力関係を問題として位置付ける「多様性教育」は、常に自分に引き付けながら行動力を育むところまで進む原理を明確に示している。特定の誰かのための教育ではなく、自分もどのような立場であれ、教育の中で主体として考えられるような方法をとっていることが重要だと考えられる。想像力を持ち、問題を背景から考える思考が、多様性を理解するうえで必要とされるだろう。

5-2 部落差別の現状と教育の必要性

5-2-1 今なお根強く残る部落差別

現在でもインターネットの上で部落差別と捉えられるような発言が見受けられることもあり、陰湿化・潜在化し、形を変えて差別が残っているのが現状だ。2018年3月16日の朝日新聞の記事では、2003年6月から香川県の人権・同和対策課と市町の人権担当課職員がインターネットへの部落差別の書き込みを監視（モニタリング）しているが、掲示板の管理運営者に対する削除依頼は15年間で約1460件にもなり、そのうち実際に削除されるに至ったのは半数程度であり、「いちごっこ」のような状態だという³⁸。インターネットへの同和地区名リスト掲示などを背景として、「部落差別」の言葉を冠した初の法律として2016年12月に成立・施行された「部落差別解消推進法」は、現在も部落差別が存在していることや情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることから、国や自治体の責務として相談態勢の充実や教育・啓発、実態調査の実施を明記している。既にモニタリングが事業として実施されている奈良県内全市町村で構成される「啓発連協」、三重県、兵庫県尼崎市、同県伊丹市、広島県福山市などに加え、「部落差別解消推進法」の施行を受けて、兵庫県と鳥取県も2018年度からモニタリングを開始する。一般社団法人山口県人権啓発センターで事務局長を務める川口康司氏によると、差別的なサイトほどアクセス数も多く、その分検索上位に表示されやすいという。同和地区名をリスト化し拡散されたものが、結婚相手の身元調査や転居及び土地取引の際に差別調査の材料として利用されることもあり、関係する個人の住所・電話番号の無断公開から嫌がらせ電話につながることもである

³⁷ 森実 (2013) 『知っていますか？人権教育 一問一答 第2版』解放出版社 P44~46 参照

³⁸ 「ネットの部落差別、監視中 自治体担当者「いちごっこ」／香川県」『朝日新聞』2018年3月16日香川全県・1 地方朝刊

ようだ。『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』において福岡市人権啓発センター人権啓発推進指導員を務める笠原嘉治氏が記したコラム「同和問題と若者」では、ネットによる部落地名などの拡散に加え、学校周辺での半年で連続 50 件以上の差別的な落書き、身元調査のために司法書士らによる 2 万枚にも及ぶ偽造書類の作成、不動産売買時における土地差別調査、差別的な書籍のネット販売未遂事件なども起きているという³⁹。

5-2-2 「同和教育」の意義と歴史

「ふらっと人権情報ネットワーク」のウェブページにある Q&A の中に「部落差別はそつとしておけば自然になくなるのではないか」「知らなかった人にあえて知らせる必要はないのではないか」という趣旨の質問が掲載されている⁴⁰。実際、部落差別を意識することが少なくなったと感じる人たちからは、「同和教育」が部落差別を助長するのではないかと懸念する声があがることはよくある。『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』内の笠原嘉治氏によるコラム「同和問題と若者」では、こうしたいわゆる「寝た子を起こすな論」のような「同和教育」を否定する風潮について、かつての差別の非人間性を強調して指導することで身分制度をつくった階層への批判意識を持たせようとした教育が、社会科学習としての正しい理解が得られないままに差別が教え込まれ、まわりの大人からの偏見を受け入れる土壌を形成するに至ってしまった歴史的背景があるとされる。「寝た子を起こすな論」には、①偏見の植え付けは放置していながら、正しいことを伝える行為のみを禁止していること②「放っておけばいつかはなくなる」「差別がなくなるまでしばらく我慢しろ」というのは当事者意識が欠如した他人事としての考えだということ、という指摘がある。いわゆる「解放令」が出された 1871 年から 100 年以上の時を経ているにもかかわらず同和問題が解決しなかったという事実がある。今野敏彦氏の著作『人権感覚をはぐくむ』によると、社会差別・民族差別・人種差別など様々な差別がある中での部落差別の特徴として、①出自による差別であること②それゆえに部落差別が世代を超えて受け継がれる重みがあるという「差別の累積性・継承性」を挙げ、そのために被差別部落の人たちが差別から容易に抜け出すことができない構造だと説明している。前述の「ふらっと人権情報ネットワーク」のウェブページにある Q&A に掲載された「寝た子を起こすな論」的な質問の答えとしては、インターネット上で部落に対してマイナスイメージを植え付けるような悪意のある表現が見られることなどを挙げながら、知らない状態が偏見をうのみにし差別を生み出すことや、教えないことが差別をなくすことにつながるわけではないこと、現実にある問題を社会全体で共有し差別をなくすための行動をとるこ

³⁹ 植上一希・伊藤亜希子編（2018）『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』法律文化社 P45~46 参照

⁴⁰ ふらっと 人権情報ネットワーク <http://www.jinken.ne.jp/index.html> 12月9日最終閲覧

との重要性を説いている。前述の一般社団法人山口県人権啓発センターで事務局長を務める川口康司氏も、「同和教育」を受けていない若い世代が閲覧し影響を受けているため、学校や地域における「同和教育」の充実が必要だと指摘している。

笠原氏は、同和問題を正しく理解するために、①「部落差別の実態」②「歴史的背景」③「残存する偏見の問題点」の3つの理解の重要性を訴えている。こうした理解が進まない背景として、①については「部落差別の実態がみえていない」「みえる指導ができていない」、②・③は成長過程での他者による偏見の植え付けや「学びの過程」「教材の提供」が不十分であることなどが挙げている。なかでも②の「歴史的背景」について学ぶことが偏見の植え付けの予防策としての効果が期待され、(1)戦国期までに庶民に浸透した差別意識(2)豊臣政権から江戸幕府によって確立した身分制度と差別の強化(3)差別制度が撤廃されたのに社会的に差別を強化する動きがあった明治・大正期(4)戦後の同和对策事業と市民意識をポイントとすることや、同和問題に関する意識形成は情報伝達の内容と手法が肝要であるとしている。

日本では、差別問題と人権教育を結び付けて取り組んできた団体として、部落解放同盟と全国同和教育研究協議会（現・全国人権教育研究協議会）、そして日本教職員組合などを中心に、「人権教育のための国連10年」を国内で具体化するよう求める運動が盛り上がった。その結果、2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（「人権教育・啓発推進法」）が制定され、2002年3月には同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。2003年度からは「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が設置され、議論や調査研究の場となっている。そのうえで日本の人権教育に見られる特徴として、3つのことが挙げられている。ひとつは、「人権教育」の概念を反差別の教育として捉える見方が強まったことだ。1980年代における「人権教育」は、同和教育という言葉の使用を避け、部落問題を取り上げない口実として利用されるケースが多く、部落解放運動や同和教育運動に取り組む人たちからは「人権教育」に対して反発も強かったという。二つ目として、政府や都道府県が計画を策定していることを挙げている。前述したように、政府は2000年制定の「人権教育・啓発推進法」に基づいて2002年3月に策定した「基本計画」がある。ただし、文部科学省実施の2013年の全国調査では、都道府県レベルで計画策定が済んでいる自治体は87.2%となっている一方で、市町村レベルでは半数を割り込んでいることが分かっている。三つ目に挙げられるのが、学習者から社会変革へとつなぐ参加型学習が1980年代から市民団体によって提唱されるようになりながら、実際に行われている人権教育の内容が情緒的な事柄になってしまっているケースが多いということだ。文部科学省に設置された「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」では協力的・参加的・体験的な学習が効果的であると提案しつつも、前述の2013年の全国調査の結果によればこうした学習を人権教育において「よく行っている」と回答した学校は23.8%と3割にも満たないことが判明している。その教育内容についても、技能や知識的な側面が弱く、価値観や態度的な側面が強いことが明らかになっており、知識や技能という裏付けのない価値観

や態度では情緒的な内容にとどまっていしまっていることが懸念されている。四つ目として、多様な市民団体のネットワークが生まれたことがある。部落問題に限らず、在日外国人問題、障害者問題、アイヌ問題のような他の反差別問題に取り組む団体や個人の間でのつながりが深まり、環境・開発・国際理解などのグローバルな課題に向き合う人たちとの連携も広がったとされている。

5-2-3 正しい理解を促す教育であるために

「負の記憶」を継承しようとする動きがある一方で、差別を恐れて、あるいはこれまで社会で差別を受けた経験があることを理由に、出自を明かすことを忌避し、陰に隠れて生きることを望む当事者もいる。差別の有無についてはその立場にある当事者にしか感じない痛みや第三者が感じ得ない部分も多くあり、差別をなくすためにどのような教育が必要なのかということは、常に当事者の社会的な状況と意見に耳を傾けながら考える必要があるだろう。当事者の意思はもちろん、知識だけの「同和教育」がもたらす危うさを反省としたうえで、どのように伝えることが問題を正しく理解してもらえるのかについても考えなければならない。人権教育に長年にわたって取り組んできた林力氏は、朝日新聞での連載「最後に伝えたい 林力連続講座」の第6回にて、「『差別をしてはいけない』と訴えるより、被差別部落の人々による部落解放運動が国民全体の権利擁護に寄与した成果を訴えることが有効ではないか」と語っている。義務教育の教科書無償化や、学生や生徒の採用時に資産などを記す「社用紙」の提出を求める不適切な選考を行っていたのを改めさせるなど、社会的変革に部落解放運動が働きかけた成果があり、その恩恵を受けた人たちにとって部落問題は無関係なものとは言えなくなるのではないかという⁴¹。

「差別をしてはいけない」という一方的な強い押し付けのような教育があまり有効でないことは、『知っていますか？人権教育一問一答』に「内的葛藤論」という言葉をもって語られている。「内的葛藤」とは、「『差別はいけない』という差別を否定する気持ちと、『差別もやむをえない』『差別するのは快感だ』と差別を肯定する気持ちが同時に生じている状態」を示している⁴²。ほとんどの人にあると言われるこの「内的葛藤」に対処するには、矛盾した気持ちを認めつつ、学習者同士でのやり取りも行いながら、様々な人権問題と自分自身との関わりを見据えることが基本となる。すなわち、学習者から葛藤を引き出し、疑問として丁寧に向き合うような「人権教育」が必要だと考えられる。それは、現在の社会そのものに個人の中で生じる内的葛藤の要因があり、その葛藤と向き合うことこそが社会を考えることにつながるからである。したがって、正しい「人権教育」が行われるには、「反差別教育」の一環として過去の被害の歴史を振り返る作業にとどまるのではな

⁴¹ 「解放運動と人権確立 教科書無償化運動など成果／福岡県」『朝日新聞』2018年11月21日福岡全県・2地方朝刊

⁴² 森実(2013)『知っていますか？人権教育 一問一答 第2版』解放出版社 P64~66 参照

く、そこから自分自身にとっての学びや意識的な変化として昇華させることが大切だと考えられる。自らの問題として捉えることの大切さについては、林力氏の主張とも重なるところがあると言える。

差別の歴史を持つ問題を継承するうえで、その教育の在り方が、現在様々な形で起きている差別に私たち一人ひとりがどう関わることになるのかを決定する働きを持つため、教育の在り方を提示し実践する側としては非常に責任が重大である。そうした意味を考慮しても、正しい理解を進める教育活動には慎重さと丁寧さが求められると考えられる。

第6章 ハンセン病の記憶を残すということ

6-1 ハンセン病の「負の記憶」継承の現状

6-1-1 元患者が担い手になることの限界

毎日新聞が2018年11月14日の東京朝刊に掲載した記事では、国立・私立合わせて全14か所の療養所で、ハンセン病の元患者らによる「語り部」が全体で46人とどまっていることが分かっている⁴³。こうした現状に対しては、差別の歴史を継承していくことが困難になるのではないかという懸念がある。

前章で述べたような社会的な困難などが大きな要因としてあり、自らの体験を告白することは多くの元患者にとって簡単なことではない。療養所の地域開放を目指し2009年に施行された「ハンセン病問題基本法」により、各療養所の自治会が見学者を受け入れ始め、現在では療養所に人権学習などで訪れる人は約5万人にも上る。語り部は自身の被差別体験を話したり施設の案内を行うなど、ハンセン病の負の歴史を継承するうえで重要な役割を果たしている。しかし、入所者の約3%にあたる語り部の数は減少する一方で、鹿児島県にある奄美和光園では唯一の語り部が亡くなったことで今はいなくなってしまった。現実として、語り部による対応が不可能であることから、療養所内にある資料館の学芸員による案内や証言録画の放映などといった手段を採用しているところも多くなっているようだ。

6-1-2 一般社会におけるハンセン病への関心度

一方で、人権学習などで療養所に訪れる人が約5万人もいるというのは非常にポジティブな意味を含んでいるように見える。10年前の2008年3月に行われた「岡山県のハンセン病に関する県民意識調査」では、ハンセン病について「もっと知りたい」「機会があれば知りたい」と回答した人は65%を占め、しかも年齢が若くなるほど多くなる傾向にあることが分かっている。ハンセン病の病名を知っている人は97%を占め、療養所が岡山県内にあることについても87%が「知っている」と答えた。それぞれの項目で年齢が若くなるほど「知らない」の割合は増えるものの、前述のようにハンセン病について知りたいと思う若年層が多くいることは意味のある結果だと考えられる。ハンセン病に関する問題周知のために望まれる事業として、「テレビ番組の制作・放送」や「学校での知識普及の推進」が突出して多く挙げられているのは、自治体や地域レベルでの普及・啓発活動に意義を見出していることを示していると思受けられる。国立療養所長島愛生園では「隔離の歴史」をたどる無料クルージングツアーが5月から9月にかけて開催されているが、2015年の初

⁴³ 「ハンセン病：語り部、わずかに 差別の歴史、継承難しく」『毎日新聞』2018年11月14日東京朝刊

開催から好評を呼び、初開催時には計3回の参加定員180人が受付開始からわずか5日で埋まってしまうほど反響が大きく、翌年の2016年には受付人数を各60人の計7回にまで増やしている。こうした反響の大きさからも、療養所周辺地域を中心に、機会があればハンセン病について深く知りたいという人は少なくないように思われ、療養所が以前と比べて社会化していることとも関係性があると考えられる。

6-1-3 人権学習の場としての療養所間格差

2017年6月15日の毎日新聞地方版／岡山では、長島愛生園や邑久光明園が修学旅行の訪問先として注目を浴びていることを報じている⁴⁴。昨年度に全国から修学旅行で訪れた児童・生徒は約500人にもなり、県外の若い世代がハンセン病問題を知るきっかけとして期待されている。長島愛生園内にある歴史館でガイドを行う学芸員が若い学生に差別の歴史を知ってほしいとの思いから、県やホテル業界などで構成され県内への修学旅行の誘致などを行う「県教育旅行誘致推進協議会」に修学旅行のプログラムに長島愛生園と邑久光明園を組み込むことを提案した。協議会は人権教育の場としての価値を見出し、全国の小中学校に呼び掛けることが決めると、2015年に刷新したPR資料「教育旅行ガイド」では従来の4倍である丸1ページを割いて紹介し、東京・大阪・愛知の学校への営業など、積極的な誘致活動を行っている。一方で、前述の調査結果やが療養所がある岡山県での調査であることや普及・啓発活動に地域間格差があることを考慮しても、ハンセン病に関心のない、あるいは抵抗感がある人との人権や差別に対する意識の差が存在するのではないかと懸念される。2017年6月14日の毎日新聞地方版／群馬では、群馬県安中市の新島学園高校の生徒が教員によって提案された国立療養所栗生楽泉園などをめぐるスタディツアーに参加したと記しているが、全校生徒に参加を募り参加者は2・3年生9人だった⁴⁵。前述の岡山県の例に比べると、同じ療養所がある県でありながら取り組みや熱心さ、教育の充実度は自治体や学校などによってかなり格差が生まれているのではないかと懸念が生まれる。2018年11月14日付の毎日新聞に掲載されたハンセン病市民学会の調査に基づき作成された「ハンセン病療養所の現状」についての表を見ると⁴⁶、2017年度に一番来訪者が多い長島愛生園は入所者164人（2018年現在）、語り部が6人（同年3月末現在）に対して来訪者12903人である。二番目に来訪者が多い東京都の多摩全生園は7174人であり、長島愛生園が突出して多いことが分かる。入所者が最も多い221人である熊本県の菊池恵楓園の来訪

⁴⁴ 「ハンセン病療養所：問題知る 修学旅行で注目 昨年度500人、県など誘致進め／岡山」『毎日新聞』2017年6月15日地方版／岡山

⁴⁵ 「ハンセン病を学ぶツアー：「正しい知識発信を」 新島学園高生、「栗生楽泉園」など訪問／群馬」『毎日新聞』2017年6月14日地方版／群馬

⁴⁶ 「ハンセン病：語り部、全国で46人 負の歴史、風化させぬ 高齢化、見学対応難しく」『毎日新聞』2018年11月14日大阪朝刊

者は4378人であり、語り部の数が最も多い9人である香川県の大島青松園は4378人であり、東京都の多摩全生園の来訪者数と長島愛生園の来訪者数に開きがあることから、都道府県の人口にも比例しないことが読み取れる。前述の第2章で「将来構想」について述べた際にも触れているが、2011年3月に「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」が発表した「長島愛生園将来構想」で、アンケート調査のなかに入所者の意向として挙げられていた「長島愛生園の施設は将来的に利用が難しい」や「島に二つある療養所のうち奥座敷に位置する長島愛生園は、不利な条件によりいずれ廃れる」といった声から、利便性が来訪者の数に影響するのではないかとの懸念もあることが読み取れる。ところが、実際のデータや取り組みを見てみると、邑久光明園は入所者98人、語り部5人に対して来訪者数1367人であり、長島愛生園の「奥座敷」にある交通の便の悪さが影響しているとはいえない。これらのことを踏まえると、人権学習の場として外部の人を引き寄せるために、具体的な仕掛けを含めてどのような策を講じるかということが重要になると考えられる。

6-1-4 これまでの枠を超えた教育活動の可能性

資料館では他の療養所に関する展示を行ったり、その地にある療養所に入所していたわけではない元患者が講演に来たりするなどといった、特定のひとつの療養所の枠にとらわれない継承活動は現在すでに行われている。震災教育で他の災害の被災者とともに風化を阻むための継承活動が行われているのと同じように、高齢化で元患者や語り部の数が減少しているからこそ求められる横のつながりや、他の「人権教育」に関連させての相互的な問題理解を推進するような継承活動なども視野に入れることが必要である。自治会の存続が危ぶまれていたり園内に語り部がいない療養所がある地域に加え、療養所の有無にかかわらずこれまで普及・啓発活動が行われてこなかった地域における正しい理解を促すための継承活動についても、同様に対策を講じる必要がある。

2章で取り上げた、かつての全患協・全療協の運動にあるような他の療養所・団体及び市民との連帯や、学生や地域住民の積極的な参加で多くのプロジェクトを成功に導いた唐桑町での鈴木重雄氏の取り組みを見ると、ハンセン病を知らない世代との協力の必要はあるものの、縦・横の連携が取れば活動の広がりや影響力は期待できると考えられる。

6-2 ハンセン病問題の記憶継承をどう捉え、伝えるべきか

『日常のなかの「フツー」を問い直す——現代社会の差別・抑圧』の第6章「病による排除」なかで本多康生氏は、社会学者ジグムント・バウマンが社会学の特徴として「既知のものを未知のものにし、社会を繰り返して再解釈していく」と述べていることに触れ、目の前の事象や言動に限定された表層的な理解ではなく、ハンセン病の元患者の生き方を重層的に捉え、どのような思いを抱きながら生きてきたのかを考えることについて記している。この章の文中では、社会学者のミカエル・ヤコブセンらが、ライト・ミルズの「社会的想像力」という言葉を借りて、「個人の生活や個々の物語がどう歴史的出来事や構造

と密接につながっているかを示すことが、社会学的想像力の役割である」と述べている節を引用している。行政主催の啓発活動で見られるような「ハンセン病への差別をなくしましょう」といった道徳的・概念的な標語ではない、社会の他者と新たにつながる個人の具体的な経験・物語が、歴史的・社会的事象としてのハンセン病問題とどのように結びついたのかを自らの五感で理解することが大事だと述べている。さらに、単に入所者が病を患ったことで一般社会から排除され、人権を侵害されてきた特殊な人々だと考えるのではなく、社会的に流布されている「被害者」「被差別者」のような画一的イメージや逆境を克服した「強い主体」としてのイメージに安易に結びつけることもないように留意しながら、ハンセン病の元患者を現代社会を生きる同じ生活者のひとりとして捉える必要があるとする⁴⁷。本多氏のこれらの主張は、前述した「人権教育」の本当の意義について述べた内容と重なっているように見られる。

『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』の中で藤野豊氏は、ハンセン病問題の解決は、回復者がどこに暮らしていても権利の対象として自由に充実した医療と福祉を受けられるような社会の実現によって成されるとしている⁴⁸。そのためには入所者・回復者の権利が侵害されてきた事実を周知させることが必要であり、ハンセン病をはじめとした人権侵害について理解する機会としての「人権教育」を含め、社会の構成員全てにしかるべき権利が保障されるような社会の土壌を作り上げることが大事だと考えられる。その背景として、『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』の終章「差別・抑圧を乗り越えるために」で伊藤亜希子氏が述べているように、ハンセン病が感染力の弱い病気にもかかわらず社会的忌避の対象とされてきたことは政策的に社会的な差別構造をつくり出したことを意味し、歴史的・社会的に問題が形成されてきた経緯があるからだ⁴⁹。すなわち、ハンセン病の元患者の権利が保障される社会の実現は、社会的な差別構造に加担してきた行政と市民が果たすべきハンセン病患者への責任を伴ったものであるべきだと言える。

ハンセン病の記憶を継承していくことの重要性は、ハンセン病そのもののためだけにあるのではない。ハンセン病と同じく遺伝病として忌避されてきた歴史を持つ結核や、病気への間違った理解から性的少数者に対する差別を生んだエイズ、原発事故発生周辺地域で暮らしていた人々への差別的な言動を引き起こした放射能汚染など、実態の理解が不十分であることによって起こりうる当事者やその親族に対しての社会における偏見・差別というのは、いつの時代でも生じうるものであり、国籍にかかわらず人類が共通して学びや反

⁴⁷ 植上一希・伊藤亜希子編（2018）『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』法律文化社 P81~84 参照

⁴⁸ 藤野豊（2006）『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店 P207 参照

⁴⁹ 植上一希・伊藤亜希子編（2018）『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』法律文化社 P177~186 参照

省として残しておくべき記憶である。『全患協運動史』の締めくくりにも、全患協運動は「あらゆる人間の公正平等と生命の尊重、あるべき社会の連帯すなわち社会保障制度を押し進めてきたもの」であり、「これからもその役割に変わりはなく」、「よりよい社会にあって一層その評価を高めることになる」とされている⁵⁰。前述の伊藤亜希子氏は、差別・抑圧を感じる社会の現実について知ることは、無自覚・無意識に受容している自らのものさしと社会規範・社会通念を自覚し、その差別・抑圧の具体的な中身とそれを生み出しているのは自らも属する社会であることを理解することにつながる、と主張している。さらに、こうした理解を進めることが、差別・抑圧について実際に見えていることや語られていることだけではなく、見えていないことや語られていないことに対しての意識を高めるとも述べている。見えないものを見ようとするものの大切さについては、沖縄愛楽園を訪れた時に回復者もハンセン病問題を理解するうえで必要なこととして言及していた。若い世代を中心に差別問題に対する関心の糸口を見出す契機や土台づくりとしても、他の教育活動とも連携する可能性を考慮しながら、自分事として捉えられるような丁寧な「人権教育」の重要性を認識する必要があると考えられる。それだけでなく、ハンセン病問題を意識した教育・継承も大切であり、全患協をはじめとしたハンセン病問題に関する運動の歴史をたどることが、日本社会で差別と戦ってきた人々を知るうえで重要な手段となりうるだろう。

生活の場と継承の場など複数の機能を併せ持つ療養所の移り変わりに挙げられるように、ハンセン病をめぐる状況は現在も変わり続けている。2016年には、入所者・退所者の家族・遺族 568 人が、隔離政策によって家族も深刻な被害を受けた当事者であるとして、国を相手取り賠償請求のための裁判を起こしており、「ハンセン病家族訴訟」として現在も係争中である。2018年10月18日付けの毎日新聞の記事では、鳥取県の73歳の男性が、初めて家族として受けた差別被害に対する国家賠償訴訟を起こし、今年7月の広島高裁松江支部の控訴審判決で国の訴えを全面的に否定し、訴えを棄却したことについて述べている⁵¹。男性は、母親がハンセン病患者である故に深刻な差別と貧困に苦しみ、患者家族であることを理由に結婚もかなわなかったが、判決では「具体的な偏見・差別を受けたとは認められない」とされた。弁護団によると、外来治療を受けたハンセン病患者が全国に500人以上いたと見られ、差別に苦しんだことを明かしていない人も多いという。元患者だけではなくその家族なども政策的につくり出された社会的な差別構造における被害者であり、元患者と同じように声を上げて語り始めることの難しさから、非常に繊細な問題でもある。ハンセン病問題の様相の変化を見つめつつ、問題に関わる多様な当事者の声を拾い反映しながら、「負の記憶」を継承していくことの意味や教育の形を絶えず探っていくことが必要だと考えられる。

⁵⁰ 全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社 P190 参照

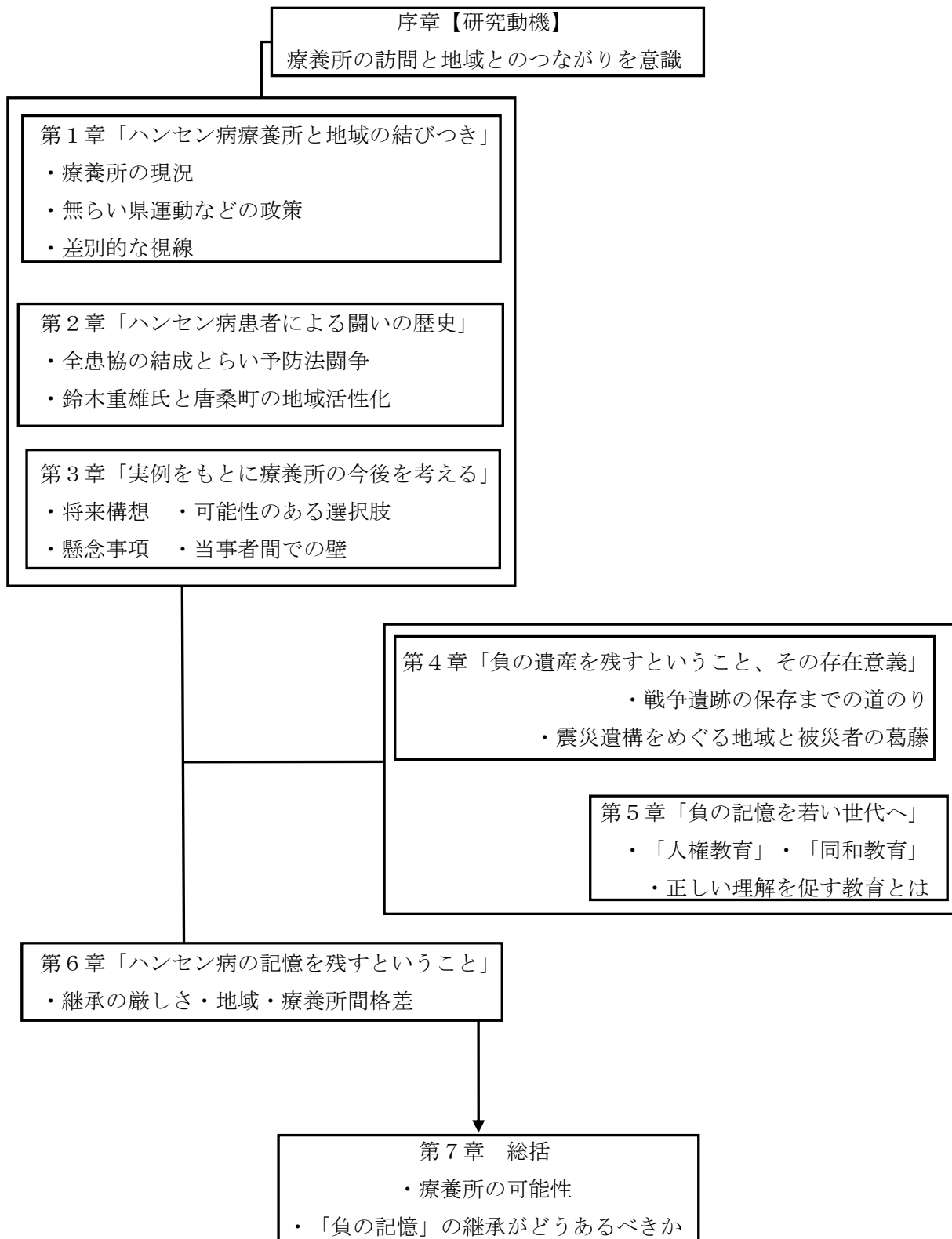
⁵¹ 「記者の目：ハンセン病家族訴訟控訴審判決 司法は差別の直視を」『毎日新聞』2018年10月18日東京朝刊

第7章 総括

論文全体の流れを確認する。第1章「ハンセン病療養所と地域の結びつき」では、療養所の現況を確認しつつ、ハンセン病と地域の関係性をつくった政策として「無らい県運動」に触れながら、ハンセン病患者と療養所への社会からの差別的な視線がどのように構築されたのか記し、元患者と一般社会の間にある隔たりについても言及した。第2章「ハンセン病患者による闘いの歴史」では、全患協の結成からい予防法闘争の動向について述べた。患者を主体とした根気強い運動がハンセン病の社会における環境を一変させ、後に他の団体や市民との連帯にまで広がりを見せたことで、運動そのものだけでなく回復者とその家族の人生まで可能性のあるものにしたことが分かる。第3章「実例をもとに療養所の今後を考える」では多摩全生園の「将来構想」を参照し、可能性がある療養所の今後の選択肢と、アンケート調査から浮かび上がった療養所の人権学習や地域開放の場としての活用で懸念されることを取り上げ、療養所保存の賛否について当事者間に壁があることを述べた。第4章「負の遺産を残すということ、その存在意義」では、療養所の今後を考えるための材料として、これまで残されてきた代表的な「負の遺産」としての戦争遺跡と震災遺構を取り上げ、保存までどのような働きかけがあったのかについてや、取壊しも含めてどのような形をとることが地域と被災者にとって望ましいのかという葛藤を記しながら、いくつかの地域での実例をもって遺構の意義を考えた。第5章「負の記憶を若い世代へ——継承・教育が持つ意味」ではハンセン病の継承活動ともつながりがある「人権教育」の意味を探り、日本における「人権教育」の基礎を成した「同和教育」がたどってきた道を見ながら、正しい理解を促す教育とは何なのかについて示している。第6章「ハンセン病の記憶を残すということ」では、ハンセン病の「負の記憶」継承の厳しい現状から、地域・療養所での人権学習の場としての格差を直視し、枠を超えた教育が必要だとしている。さらに、ハンセン病問題をどう捉え、伝えるかという視点で、継承・教育の在り方を提示する。

全体のテーマを踏まえたうえで総括をする。療養所の今後については、これまでの差別経験などから少数ながら保存に懸念を示す元患者がいることもあり、広い意味での当事者間の完全な合意形成は困難であるようだ。地域のニーズを見出してそれに応えるような外部利用を期待する施設を目指すのであれば、利便性などで壁にぶつかってしまう可能性はあり、入所者の意思を無視した施設運営の機能を重視した保存ではあってはならない。地域の壁を乗り越えた療養所の在り方を考えれば、鈴木重雄氏の地域活性化の成功例に挙げられるように、その地をよく理解した当事者が主体となってハンセン病の枠を超えた地元との融合が実現できれば当事者や住民の双方にとってベストだが、高齢な入所者がほとんどである療養所の現状を考慮して実現を図るには、主体の構成員などについて議論の余地がある。人権学習の場としてであれば日常的な利用で不便だと感じるような立地でも、人

を引き寄せる企画や仕掛けをつくることで多くの来訪者を見込むことはできると考えられる。ただし、ただ建造物に意義を見出して保存することが大事なのではなく、震災遺構についての述べた項目にあるように、あくまでその建造物のある地域が主体となって管理コストも考慮しながらどのように活かすか決めることが必要であり、その中でも被害を受けた当事者の意見は尊重されるべきである。そして、地域住民と被害を受けた当事者が連帯して遺構の価値を考え続けることが必要である。どのような形をとるにせよ、ハンセン病に関して国は政策によって重大な人権侵害を続けてきた歴史があり、それを果たすために元患者とその家族、及び市民の意思を尊重しつつ、遺産の保存から管理に至るまで責任を持つ必要がある。また、沖縄でのチビチリガマ損壊事件の「教訓」として、差別を繰り返さないためだけではなく、当事者がいなくなっても遺産の重要性を認識する環境をつくるためにも、継承・教育活動が必要である。一方で、負の記憶の継承を長期にわたって考えるには、その家族を含め差別されてきた人たちの声に耳を傾け続けることも不可欠だ。人権教育との連動が糸口となる可能性や、その方法論は人権や差別という繊細な問題を扱う上で参考になるところはあるが、ハンセン病問題は現代に続く連綿とした差別の歴史として現在の課題も含めた教育をすることが大切であり、教育から新たな継承活動につなげることも必要だと考えられる。療養所の保存の話と同様に、政策によって重大な人権侵害を続けてきた国には、これまでの責任を果たすために積極的な継承活動への関与が求められる。さらにこの教育や継承の発信者が、回復者や行政のみならず市民にまで広がれば、これまでの患者が中心となって行ってきたハンセン病問題に関する多くの運動のように、高齢化が進む入所者だけでなく療養所外の市民の力も加わって、地域社会とハンセン病の懸け橋になるのではないだろうか。



参考文献/参考 URL

【参考文献】

- ・植上一希・伊藤亜希子編（2018）『日常のなかの「フツー」を問いなおす——現代社会の差別・抑圧』法律文化社
- ・ハンセン病フォーラム（2016）『ハンセン病 日本と世界』工作舎
- ・東北学院大学 震災の記録プロジェクト 金菱清（ゼミナール）（2016）『呼び覚まされる 霊性の震災学 3・11 生と死のはざままで』新曜社
- ・荒武賢一朗編（2016）『東北からみえる近世・近現代—さまざまな視点から豊かな歴史像へ—』岩田書院
- ・吉原直樹・仁平義明・松本行真（2015）『東日本大震災と被災・避難の生活記録』六花出版
- ・森実（2013）『知っていますか？人権教育 一問一答 第2版』解放出版社
- ・坂田勝彦（2012）『ハンセン病者の生活史 隔離経験を生きるということ』青弓社
- ・高橋和雄編（2012）『東日本大震災の復興に向けて—火山災害から復興した島原からのメッセージ—』古今書院
- ・藤野豊（2006）『ハンセン病と戦後民主主義——なぜ隔離は強化されたのか』岩波書店
- ・熊本日日新聞社（2004）『検証・ハンセン病史』河出書房新社
- ・ハンセン病国賠償訴訟を支援する会・熊本・武村淳（2001）『楽々理解 ハンセン病』花伝社
- ・戦争遺跡保存全国ネットワーク（1999）『戦争遺跡は語る』かもがわ出版
- ・今野敏彦（1995）『人権感覚をはぐくむ』明石書店
- ・全国ハンセン氏病患者協議会（1977）『全患協運動史』一光社
- ・「解放運動と人権確立 教科書無償化運動など成果／福岡県」『朝日新聞』2018年11月21日福岡全県・2地方朝刊
- ・「ハンセン病：語り部、わずかに 差別の歴史、継承難しく」『毎日新聞』2018年11月14日東京朝刊
- ・「ハンセン病：語り部、全国で46人 負の歴史、風化させぬ 高齢化、見学対応難しく」『毎日新聞』2018年11月14日大阪朝刊
- ・「介護医療院：来春併設へ 「最後まで面倒見る」ハンセン病療養所・神山復生病院」『毎日新聞』2018年11月14日地方版
- ・「津波伝承、震災遺構活用探る 女川でシンポ／宮城県」『朝日新聞』2018年11月7日宮城全県・1地方朝刊
- ・「震災遺構の価値は認める 町長側「解体は裁量権」 旧庁舎訴訟／岩手県」『朝日新聞』2018年10月23日岩手全県・1地方朝刊

- ・「大槌町震災検証：15 解体方針、訴訟で変わらず／岩手県」『朝日新聞』2018年10月18日岩手全県・1地方朝刊
- ・「記者の目：ハンセン病家族訴訟控訴審判決 司法は差別の直視を」『毎日新聞』2018年10月18日東京朝刊
- ・「ネットの部落差別、監視中 自治体担当者「いたちごっこ」／香川県」『朝日新聞』2018年3月16日香川全県・1地方朝刊
- ・「ハンセン病療養所：自治会、運営難 入所者高齢化、人権擁護に影響」『毎日新聞』2018年1月29日東京朝刊
- ・「ハンセン病療養所：問題知る 修学旅行で注目 昨年度500人、県など誘致進め／岡山」『毎日新聞』2017年6月15日地方版／岡山
- ・「ハンセン病を学ぶツアー：「正しい知識発信を」 新島学園高生、「栗生楽生園」など訪問／群馬」『毎日新聞』2017年6月14日地方版／群馬
- ・「身元捜し、険しい道 供養末ハンセン病胎児 岡山、新たに11体が判明」『朝日新聞』2006年5月7日朝刊社会面

【参考 URL】

- ・厚生労働省 国立ハンセン病療養所
https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html
- ・東京都健康安全研究センター ハンセン病対策事業について
<http://www.tokyo-eiken.go.jp/kenkoukikikanri/hansen/>
- ・国立ハンセン病資料館
<http://www.hansen-dis.jp/>
- ・東村山市 「人権の森」構想とは
<https://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/danjo/jinken/jinkennomorikousou/jinkennomori.html>
- ・ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山 「長島愛生園将来構想」
http://www.hansen-okayama.jp/topics/pdf/kousou_aiseien.pdf
- ・ふらっと 人権情報ネットワーク
<http://www.jinken.ne.jp/index.html>
- ・知って！ハンセン病国賠訴訟
<http://www.hansenkokubai.gr.jp/index.html>
- ・笹川記念保健協力財団 財団ブログ「日本のハンセン病とメディア」
https://www.smhf.or.jp/blog_smhf/blog_hansen/5370/
- ・「ハンセン病療養所が文化財に 世界遺産に期待」『毎日新聞』2018年11月20日
<https://mainichi.jp/articles/20181121/k00/00m/040/040000c>
- ・「ハンセン病療養所を登録文化財に 審議会答申、瀬戸内・長島2園」『山陽新聞』2018

年 11 月 16 日

<https://www.sanyonews.jp/sp/article/824072/1/>

- ・「旧優生保護法を問う 墮胎逃れた奇跡 ハンセン病母への手術「失敗」」『毎日新聞』

2018 年 3 月 28 日

<https://mainichi.jp/articles/20180329/ddm/041/040/108000c>

- ・「旧優生保護法を問う 強制不妊手術 9 歳にも 宮城、未成年半数超」『毎日新聞』2018

年 1 月 30 日

<https://mainichi.jp/articles/20180130/k00/00m/040/126000c>

- ・「チビチリガマ損壊疑い 少年 4 人を逮捕」『沖縄タイムス』2017 年 9 月 16 日

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/143106>

- ・「ハンセン病療養所、入所者の 26%が認知症」『日本経済新聞』2016 年 4 月 2 日

https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG30H5C_R00C16A4000000/